消費者問題を よむ・しる・かんがえる

国民生活 7

2013
ウェブ版
No.12

特集

知っておきたい最新ネット事情

そこが知りたい！ そこも知りたい！

自転車の事故
その被害の現状と対策

食べることから考える

エコクッキング

消費者問題を よむ・しる・かんがえる

国民生活

No.12
ウェブ版

2013
7

CONTENTS

特集1 知っておきたい最新ネット事情

1 特集1 大人が知らない子どものネット利用
5 特集2 スマホアプリの消費者保護
8 特集3 共通ポイントカードの消費者保護

生活知識情報

11 **事例で学ぶインターネット取引**
共同購入クーポンサイト

14 **食べることから考える**
エコクッキング

16 **海外ニュース**
⑯ 子どもの「水の事故」を防ぐには（アメリカ）
⑯ 夏到来！食中毒を避けるために（イギリス）
⑰ 視点が対照的な2誌の「ヘアカラー剤テスト」（ドイツ）
⑰ EU域内の消費者トラブルに対応（EU 欧州連合）

18 **マークあれこれ**
安全、禁止、注意などを示す図記号①
色と形で分かりやすく

20 **少子高齢化を生きる**
諸外国の子育て支援の取り組み

相談現場に役立つ情報

22 **住宅に関する相談事例を考える**
地盤と基礎（その2：地盤調査と基礎）

27 **知っておきたい相談周辺の基礎知識**
クリーニングトラブル④「劣化」

30 **苦情相談**
ニコチンを含んでいた電子タバコ

法律知識

32 **誌上法学講座**
民法の考え方の基本

36 **暮らしの判例**
飼い犬用伸縮リードに欠陥があったとして製造物責任法3条の責任を認めた事例

39 **暮らしの法律Q&A**
日本人同士が外国で結婚する場合の手続きは？

消費者問題　あの時代

40 **1986年（昭和61年）**

そこが知りたい！ そこも知りたい！

41 **自転車の事故 その被害の現状と対策**

特集 知っておきたい最新ネット事情

特集 1

大人が知らない子どものネット利用

篠原 嘉一 Shinohara Kaichi
兵庫県情報セキュリティサポーター

NIT情報技術推進ネットワーク代表、兵庫県警察サイバー犯罪・サイバー攻撃対策アドバイザー。子どもたちへのカウンセリング経験から、関係機関を連携し子どものネット被害防止に尽力中。

はじめに

インターネットインフラの普及に伴い、全国のあらゆるエリアでネットを利用する子どもたちが増えてきました。大人のネット利用は、仕事や生活に直結する部分も多く、特定の操作に限られることもありますが、子どもたちのネットの利用方法は日々変わり続けています。それは大人の知らないような情報交換の場であったり、想像をはるかに超える利用方法なのです。学校現場でもネットの利用が盛んに進められています。保護者も学校がある程度指導してくれていると思っているのでしょうか、次元の違う使い方をしていることに、大人が気づかずにいます。交通安全教室のような取り組みを、幼い頃からしていかなければ、現状のネット環境では、将来の生活に必ず影響を及ぼします。

ネットにハマる子どもたち

多くの家庭でネットが普及し、街中のWi-Fi利用エリアも増えてきた現在では、さまざまなネット端末で情報交換する子どもたちが増えてきました。特にポータブルゲーム機や携帯音楽プレイヤー（iPodtouch、Android搭載ウォークマンなど）でコメントのやり取りができてしまうので、週末の過ごし方も変わってきています。友だちとサッカーをして遊ぶにしても、ネット端末で予定を話し合います。固定電話を設置しない家庭も増えているため、子ども同士で連絡を取り合うには何らかのネット端末が必要になっています。これまで、子どものネット利用者が少ない頃はよかったのですが、クラスの中で大半が何らかの端末を持つようになってきたため、何も持っていない子どもは情報過疎に追いやられるのです。「今日は塾が早く終わったからサッカーしようよ」というコメントを友だちグループに送っても、端末のない子には届きません。月曜日に登校して、初めて友だち同士が週末一緒に過ごしたことを聞かされるということは、プライドの高い今の子どもたちにとって、耐え難い苦痛となっているのです。

●なりたい自分になれるネット上の自分

不登校気味の児童が登校しだした理由のひとつに、「学校に行かなければ投稿するコメントが書けない」というケースがあります。これまでの不登校や引きこもりは、外部との接点を断とうとしていましたが、最近のネット世代は、不登校であろうと情報だけは友だちと共有したいと思うようになってきています。いじめによる不登校の生徒は、同じ学校の生徒以外とコンタクトを取りだしました。

それは、ネットの中でならなりたい自分にな

れるからです。実社会で受け入れられなくても、本当の自分を知らないネット上の相手となら何でも話せます。かわいいねと言われたり、スポーツが得意だと言ってもネット上なら本当のことは分かりません。知らない相手だからこそ、本音を話せてしまう。いじめられていると悩みを打ち明けられるということもあります。しかし、ネットの向こうには優しい言葉で同性のフリをして近づき、心の中にまで入り込む不審者もいるのです。

●ポータブルゲーム機でチャットする小学校1年生

ポータブルゲーム機の多くがWi-Fiに対応していることもあり、屋外にいてもネットにつながる環境が整いだしています。子どもたちもゲームの中で、あるいはブラウザを使いチャットをしています。それを利用する子どもたちの年齢が年々下がっているのです。意味も分からずチャットをしている児童も見受けられますが、マナーやモラルを意識できる年齢になる前から操作だけできてしまうことで、高学年になりトラブルが絶えない状況になってしまいます。日頃の習慣から、つぶやかずにはいられないのです。

●何でも悩みを聞いてくれるネット上の友だち

見えない相手だからこそ、心を開いて会話をしてしまうとある中学生は言います。小学生の頃からネット上でつながってきた相手を、何年もつき合っている親友だと感じています。たとえ相手が年上であろうと一度心を許してしまうとすべてを話してしまう。「あの人は私を支えてくれる」「私があの子を支えている」と、思い込む。悪意のある事業者や不審者にとってこんないい情報収集の相手はいないわけです。子どもから家庭の情報を聞きだしたり、周りの子どもたちの関心事をリサーチするには打って付けです。悩み相談ルームと称して、カラダの質問を受け付け、児童に裸の画像を送らせるケースも増えています。そもそも、ネットになら何の抵抗もなく裸の写真が送れるのだと話す子どももいます。子どもにとって身近になったカメラが、自分の成長記録のツールとなり、その成長を見てほしいと投稿する女児も増えています。

その画像が「神待ちサイト」（家出した少女を泊めてくれる男性を探すサイト）や出会い系サイトで利用されてしまいます。出会い系サイトにカラダのパーツ画像をアップするとポイントに換金されるため、出会い系サイト（実際に出会える出会い系サイト）のポイントを画像で稼ぐ不審者がいます。

ネットに潜む危険

●危ない“解約”した端末

保護者のスマートフォン（以下、スマホ）利用が定着し、既に何度か別のスマホに機種交換して使っている人も多いようです。そのため、解約して既に使われていないスマホが数台自宅にあるという家庭も珍しくありません。親は「古い携帯電話」というイメージで見向きもしなくなりますが、解約していてもWi-Fiを使用できることを知らずにいます。このスマホをWi-Fi端末として使用している子どもも意外と多いようです。自分のスマホを持っているのに、古いスマホを怪しいゲーム専用にしている子どももいました。親が使っていたスマホが放置されている家庭ほど、アドレス帳や写真などがそのまま端末に残っているものです。子どもがどこにアクセスしているか分からないのに、仕事上のデータもそのままになっていることもあります。

●コンビニなどのWi-Fiスポットで把握される子どもの顔情報

Wi-Fiスポットが街中で増えていますが、ゲーム機やWi-Fiのみに利用している端末は、一度Wi-Fiスポットに接続すると、ゾーン移動できないために、その場で立ち止まりネットをすることになります。無料通話アプリ*1を使って会話をするのならなおのこと動けなくなってしまいます。子どもたちは長時間同じ場所に居続けることになります。そのようすをスマホのカメラで盗撮され、顔で検索すると、その子のブログやプロフィールサイトが探し出せるのです。

Wi-Fiスポットを利用する場合、コンビニなどの駐車場に座り込んで通話していると気づかぬうちに盗撮され個人を特定された声掛けが簡単にできてしまいます。

●ゲーム機のすれ違い通信を利用する不審者

ポータブルゲーム機に付いているすれ違い通信機能*2を利用して、子どもから家庭の情報を聞き出す不審者がいます。すれ違い通信は、ゲーム機を持ち歩くときに知らずに情報交換をしています。コンビニや公園、ショッピングモールでゲーム機を持っているだけで数人のアバター*3が交換されるのです。その中には意図的に子どもに近づく手段としてすれ違い通信を利用している者もいます。ゲームだけでコメントを交わすのならまだいいのですが、家庭のことを聞いてくる相手とゲームをするのは危険です。

子どものネット利用と新しい決済方法の留意点

子どもたちはネットであらゆる情報を得ています。ゲーム機で検索して調べ物をしているのですから、スマホを持っているのとなんら変わりはありません。サイトの中には課金しなければ利用できないサービスがあることを子どもたちも理解しています。また、支払い方法なども理解していて、コンビニの端末から支払うことが多いようです。課金は数分で反映されるため、深夜にコンビニに駆け込む子どももいます。逆に親のクレジットカードを利用する子どもは発覚を恐れて少なくなってきています。コンビニにあるチャージカード等の普及も子どもの利用を促しています。ますます親の知らないところで課金されているわけです。

では、そのお金はどこから出ているのでしょう。オークションで手に入れている子どももいるようですが、最近は、親から「お小遣いの範囲で電話代も払いなさい」と渡されているお金で課金しているケースが多いようです。それでは、通話料を払っていないかというとそうではなく、携帯を基本料金と315円のサービス料金だけの契約に変更し、浮いたパケット定額料金を課金に充てるのです。保護者はお小遣いの範囲で払わせるのではなく、親の管理で支払う必要があります。お小遣いと通信費は分けて考えなければ、子どもの利用状況が見えなくなってしまいます。

大人も怖いネットに見る個人情報対策

●SNSでのセキュリティ対策

ソーシャル･ネットワーキング･サービス（以下、SNS）が定着し、多くの世代が利用するようになりました。アプリによりSNSに登録した人のスマホの電話帳データが運営側に送られ、その関連でその知人にサービス利用の案内が届きます。知人からの案内だと勘違いして登録した人も多いことでしょう。使い始めると、多くの人が出身校や誕生日を登録しているため、それが普通なのだと思い、抵抗もなく個人情報を登録してしまいます。しかし、設定を非公開にしない限り、書かれた情報は誰の目にも入ります。SNSを利用している人は再度、設定を見直してほしいものです。

①GPS位置情報　②個人情報の記載範囲
③自己紹介文（趣味趣向から想像できる人物像）
④公開範囲の設定

⑤電話帳データ送信の有無

必要のない項目は書かないことが大切です。投稿する内容も十分意識していないと、予想外のことが起きてしまいます。何気なく写した職場内でのスナップショット、そこに写っているモノに会社の内部情報はないでしょうか。ホワイトボードの文字、印刷された文章、商品の在庫のようす、顔写真で検索できますので、注意が必要です。

●スマホアプリに見る個人情報対策

スマホのアプリケーション・プログラム（以下、アプリ）には必ず利用規約が書かれています。その内容に疑問があるならダウンロードしてはいけません。しかし、利用規約は細かな文字であったり、英文で読めない内容もあったりします。クリックする度に（アプリ起動に）位置情報、検索履歴、閲覧履歴、使用環境などを持ち出すと書かれています。電話帳のデータをも持ち出すと書かれているアプリもあります。ダウンロード数が多いから安心なのではなく、一通り利用規約には目を通したいものです。販売日（リリース日）からおおむね3カ月を経過したアプリで、提供先が確認できるものが望ましいでしょう。無料通話アプリであれば、なぜ無料なのかと考えることも大切です。端末にある個人情報は自分の情報だけでなく、家族や友だちの情報でもありますから、慎重な利用が不可欠です。

自分はSNSや無料通話アプリを利用していないから安心だと思っていても、ネット上で書き込まれてしまうと消すことができません。プライベートな行動を生徒に投稿されている教職員が増え問題になりだしました。削除しようにも、個人の端末に送信された投稿は追えないのです。履歴の削除ボタンはあるにはありますが、事実上消し去る手段はないのです。これまでの掲示板での誹謗中傷とは違い、削除依頼ができません。携帯電話のメールによる誹謗中傷ならいずれ消えますが、無料通話アプリなら残ったままです。噂話が地域で広まっても、無料通話アプリを利用してその生徒とつながっていなければ、確認すらできません。検索で見えない反面、探せないコメントが知人の間で広まってしまうのです。法的な手段を含め、教育現場も対策を練っておく必要があります。

●ポイントサービスと個人情報

最近のポイントサービスは、あらゆる購入履歴などに結び付いています。ポイントがもらえたり、レビューを書くことで値引きがされるとありますが、これは自分の個人情報を換金しているのと同じです。ポイントサービスの多くは、加盟店を増やし、利用できる機会を増やしていますが、これは加盟する側には個人情報と購入者の趣向を共有できるメリットがあるからです。あらゆるところでマーケティングされたデータがもらえるのですから、加盟する側のメリットは大きくなります。消費者にとってもお得なサービスではありますが、引き換えに何を提供しているのかを考える必要があるでしょう。

ポイントカードといえども、スタンプを押してもらっていた時代とは異なり、あらゆる購入履歴と移動情報（来店情報）が蓄積された端末なのだという意識が必要です。

おわりに

ネット利用が低年齢化し、自由に端末を使用している子どもは危険性を意識していません。アクセス履歴などを収集することを目的としたアプリの存在や、悪意のある人物からの声掛けにあわないよう、大人は子どもたちの利用状況を理解して、危険性を伝えていただきたいと思います。書き込みが消せず、就職や結婚時に支障が出ることのないよう、地域ぐるみでの見守りをお願いいたします。

＊1 データ通信を通じて通話ができるアプリケーション・プログラム。パケット通信料はかかるものの、通話やメールはし放題。

＊2 すれちがい通信の設定が行われたポータブルゲーム機同士はすれちがったときにお互いに通信ができる。一度設定するとすれちがい通信が作動しているポータブルゲーム機は互いを自動で探知し通信を行う。

＊3 コンピューターネットワーク上の仮想空間において自分の分身として登場するキャラクター。

特集2

スマホアプリの消費者保護

高木 浩光 Takagi Hiromitsu
独立行政法人産業技術総合研究所セキュアシステム研究部門主任研究員／博士（工学）
専門はコンピューターセキュリティとプライバシーの問題。2011年の刑法改正で、不正指令電磁的記録（コンピューターウイルス）に関する罪の創設を巡り、法解釈に重大なブレが生じていることを参議院法務委員会で指摘（参考人意見陳述）したほか、2012年の不正アクセス禁止法改正、2013年の行政手続番号利用法（マイナンバー法）にも関わるなど、技術を踏まえた制度のあり方について研究、提言している。

情報を盗むスマホアプリ

ここ１年ほどの間に、スマートフォン（以下、スマホ）が急速に普及したことで、スマホ用のアプリケーション・プログラム（以下、アプリ）*1が利用者のプライバシーに関わる問題を引き起こし、社会不安が広がる騒ぎが何度かありました。

2012年４月には、グーグルのアプリ配布サイトに掲載されていた「○○ the Movie」という名前のアプリが、見た目は、人が○○というゲームで遊ぶようすを動画で視聴するアプリなのに、実際はその裏で、利用者のスマホ内の電話帳データ（スマホに登録した知人の電話番号やメールアドレス）をサーバーに送信してしまう、いわゆる「スパイウェア」であることが発覚し、大きな話題になりました。

この件は、アプリを配布していた事業者が５月に警視庁に家宅捜索され、10月に関係者５人が逮捕されるという刑事事件となりました。このとき容疑となったのは、刑法168条の２の「不正指令電磁的記録供用罪」という罪です。2011年の刑法改正で、コンピューターウイルスを他人に実行させる行為などが新たに犯罪として規定されました。人が電子計算機（つまりパソコンやスマホ）を使用するに際してその意図に反する動作をさせるような不正なプログラム（スマホではアプリ）を、そうとは知らない人に配布する行為は犯罪とされる場合があるのです。

その後、この事件は12月に嫌疑不十分の不起訴処分となりました。そのため、こういう行為は合法なのかという憶測が飛び交いました。アンドロイド*2のスマホでは、アプリをダウンロードするときに、電話帳データの使用について「パーミッション」（使用の許可）を利用者が確認するようになっています。これが「利用者の同意」を意味し、「利用者の意図に反する動作をさせたとはいえない」として、不正指令電磁的記録供用罪に当たらないとする判断があったのではないかという説が、新聞で報道されました。しかし、これは、弁護人の主張を記者が報じたもので、検察の見解ではないようです。実際、京都府警が検挙した別の事件では、同様のアプリの配布者に対し地裁が有罪判決を出しています*3。

利用者の有効な同意

「利用者の同意があると言えるか」というのは、今日、プライバシー保護をめぐる議論で注目の話題となっています。利用者がアプリのダウンロード時に電話帳データを使うことを示すパーミッション画面の許可ボタンを押すことは、誰に何の許可を与えているのでしょうか。これは、技術的には、電話帳データをアプリのプログラ

ム内で使用することの許可をアプリに与えているに過ぎず、電話帳データをサーバーに送信することまで許可しているわけではありません。したがって、このボタンを押したからといって、電話帳データを事業者が利用することに利用者が同意しているとはいえません。

人をだましてデータを盗む意図でアプリを配布することは警察に摘発してもらうほかないのですが、利用者の価値観によって、許容できるものであったり、できないものであったりする場合があります。例えば、GPSの位置情報を使うアプリについて、位置情報を無断で収集されることが平気な人もいれば、許せない人もいるでしょう。

しかし許せない人がいるという理由で、情報を送信するアプリを一律に規制してしまっては、アプリを活用したサービスの発展を阻害することになります。消費者のプライバシー保護とサービスの発展を両立させるためには、アプリが具体的に何をするものであるかを事業者が自ら明らかにして透明性を高め、利用者が使うか使わないかを選択できるようにするほかありません。

しかしながら、現状をみると、「利用規約に書いているから違法ではない」「個人情報に該当しないので違法ではない」といった態度をとる事業者が少なくないのです。その一方で、悪質なアプリで人をだまそうとする人たちも、利用規約のようなものを分かりにくく用意して、法の網をかいくぐろうとしています。

こういう状況ですから、正当な事業者には、利用者の誤解を避けるための配慮が求められます。つまり、利用者が誤解したままアプリを使用してしまい、後から「そうと知っていれば使わなかった」と後悔しないようにすることです。人の価値観によって許容できたりできなかったりするプライバシー情報の送信においては、送信の各場面で、いまから何をどうしようとしているのか、十分に説明して、利用者が真に理解して同意したうえで利用できるよう、開発段階から工夫してアプリを作成することが求められます。

総務省の提言

このような経緯があり、総務省は2012年8月、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」という提言を発表しました。アプリ提供者は透明性を高め、信頼されるアプリの利用環境を構築していこうというものです。この提言に法的拘束力はありませんが、これを受けて、携帯電話向けサービスの業界団体である一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムが、「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」を発表しました。今後、他の業界団体にも、自主的なガイドライン策定が期待されます。

ガイドラインは、アプリを提供する際には「アプリケーション・プライバシーポリシー」を表示するべきとしています。従来、日本で「プライバシーポリシー」というと、会社全体の個人情報保護方針を示すものがほとんどでした。しかし、「アプリケーション・プライバシーポリシー」はそれとは別のものです。個々のアプリが具体的に何をするものか、プライバシーに関わる情報の送信の有無等を明示するポリシーの公表が求められています。

例えば、グーグルのアプリ配布サイトには、アプリごとに、プライバシーポリシーへのリンクを表示する場所が用意されています。ここに「アプリケーション・プライバシーポリシー」を掲載することが期待されています。しかし日本の事業者の現状を調べてみますと、まだ多くのアプリには掲載されていない状況です。仮にあったとしても、従来型の個人情報保護方針が掲載されているだけで、そのアプリが何をするものかという記述がないものもみられます。まだまだ啓発が必要な状況です。

利用者の同意があっても許されない場合

2013年1月、「全国共有電話帳」というアプリが登場し、批判の声が上がりました。このアプリの主機能は、NTTの電話帳「ハローページ」に掲載された電話番号と住所を検索するものです。しかしこのアプリを起動すると利用者のスマホ内の電話帳データをサーバーに送信し、誰でもそれを検索できるという機能も搭載していたのでした。

このアプリは、スマホの電話帳データを送信する前に、「アプリ利用者の電話帳の情報を他のアプリ利用者が検索可能なデータベースに登録します」と説明して、利用者の同意を求めるしくみになっていました。しかし、送信されるデータはその利用者の知人の連絡先情報であり、その人たちの同意があるとは通常考えられません。そのため、「誰かがこのアプリを使用したら自分の携帯電話の電話番号を公開されてしまう」という不安が広がり、「絶対に入れちゃダメ！」という注意喚起の声が上がりました。

その後、このアプリはグーグルによって強制的に削除されたようです。

個人情報でなくパーソナルデータの保護を

アプリによる情報収集に対して非難の声が上がった際に、アプリ提供事業者が、「収集する情報は個人情報に当たらないので合法である」と釈明するケースが何度かありました。確かに、日本の個人情報保護法における「個人情報」としては、「生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」（2条1項）でなければ「個人情報」に当たらないと言うことができてしまいます。

これに対し、アメリカでは2012年、「消費者プライバシー権利章典」が定められました。そこで保護する情報は、特定の消費者を識別する情報に限らず、特定のコンピューターやデバイスにリンクして識別する情報も含むものとされました。つまり、誰の情報かは分からない状態であっても、どのパソコンやスマホに関連づけられた情報か分かっている状態での履歴情報なども保護の対象とするのです。

このままでは、日本だけプライバシー保護の水準が諸外国と異なるものとなってしまいかねません。そのような状況のなか、総務省が2013年6月、「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告書」を発表しました。そこでは、個人情報保護法のいう個人情報に該当しない情報であっても、「保護されるパーソナルデータ」に該当するものについては、一定のルールを守っていくべきとしています。

何をもって「保護されるパーソナルデータ」というべきかは、まだ議論が必要なところですが、総務省の報告書では、「実質的個人識別性」という概念を「プライバシーの保護というパーソナルデータの利活用の基本理念を踏まえて実質的に判断される個人識別性」と定義し、そのような識別性のあるものを「保護されるパーソナルデータ」としています。

総務省の報告書に続き、内閣の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）」から、「『世界最先端IT国家創造』宣言」が発表され、その中で、パーソナルデータの保護について「新たな法的措置を視野に入れた、制度見直し方針を年内に策定する」と明記されています。今後近いうちに、こうした問題の根本的解決が図られるのではないかと期待されます。

＊1　スマホでは利用者がアプリを自由に選んで追加できる。アプリの追加は、利便性を高める一方で、情報を盗まれるなどの危険も生じ得る。

＊2　日本でも広く普及しているスマホ用オペレーティング・システム（OS）の1つで、グーグルがアプリの公式配布サイトを提供している。

＊3　京都地裁平成25年5月24日判決

特集 3

共通ポイントカードの消費者保護

鈴木 正朝 Suzuki Masatomo
新潟大学大学院現代社会文化研究科・法学部 教授

専門は情報法、法情報学。内閣官房政府情報システム刷新有識者会議臨時構成員、厚生労働省社会保障分野SWG構成員、経済産業省個人情報保護ガイドライン作業部会委員等歴任。著書に『これだけは知っておきたい個人情報保護』（日経、共著）、『JIS Q15001入門』（日本規格協会）等多数。

共通ポイントカードシステムとは

共通ポイントカードシステムとは、消費者が氏名、住所などの個人情報を登録して会員になり、無料で発行されるカードに商品やサービスを提携店で購入する度にその支払額に応じたポイントをためるしくみです。１つの事業者ではなく複数事業者の店舗から横断的に購買履歴を集めるところが「共通」といわれるゆえんです。

スタンプカードから磁気カードに

かつては、事業者または店舗ごとにスタンプカードに印を押してもらって一定数になると割引券と交換というように実質的な値引きサービスをみかけましたが、徐々に磁気カードに変わり情報システムで管理するものが現れました。

会員登録するときには、氏名、生年月日（年齢）、性別、住所、電話番号（携帯電話番号）、メールアドレスなどを申込用紙に記入し、免許証などの本人確認書類で内容の正確性をチェックされ、会員番号付きのカードが発行されます。

店舗側は、POSレジ*1でバーコードを読み取りますので、データベースには、バーコードに記録されている①国コード、②企業コード、③製品コード、④チェックディジットといわれるエラー発見用の番号が記録されています。そして製品コードに対応した金額、さらに、購買年月日時分、店舗情報等が記録されるのが一般的です。店舗情報というのは、ある種の位置情報としての性質も有しているといえるでしょうか。

また、提示する磁気カードには、顧客番号が記録されていますので、そうした購買履歴は、個々の消費者と結び付けられて管理されます。

POSレジと製品バーコードは、在庫管理や物流のためだけではなく、消費者の購買動向を予測するためのマーケティング情報として活用されるようになりました。

そして共通ポイントカードへ

自分の購買履歴のデータが、購入した事業者内にとどまるのであれば、個人情報保護法や約款等を順守し、利用目的の範囲内で安全管理に努めて、本人からの苦情処理や開示等の求めに応じている限り、大きな問題はありません。

ところが、それが１つの事業者だけではなく、他の事業者の提携店舗で購入したものまで横断的に取得され、一元的に管理されるということになると、少し事情が異なってきます（**図**）。

よく行く書店で本を買うとその書店に自分の購買履歴が残り、薬局やコンビニでは商品の購買履歴が残ります。ファミリーレストランに行って食事をすればその履歴が残ります。提携店舗が１社、10社、100社、１万社と増加するにつれて、購買履歴の種類もまた、本、雑貨、食品、衣類、薬とどんどん増えていきます。それによって、性別、年齢層、地域だけではなく、年収、学歴、職歴、家族構成、食事や服装の嗜好、病名などその人のライフスタイルが推測され、さらに同一の購買動向にあるグループ（クラスタ）に分類されていきます。

図 共通ポイントカードシステム

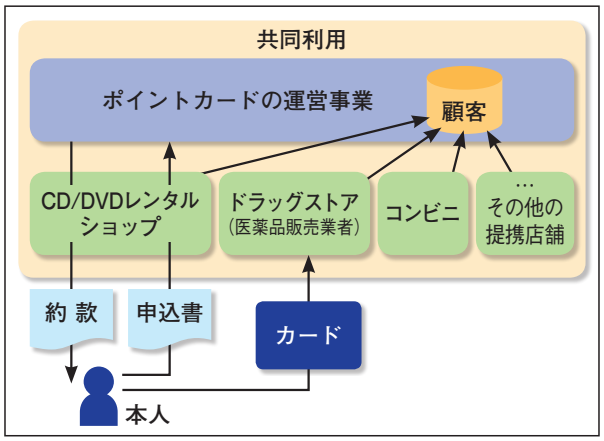

もちろん、個人名など本人確認情報は共通ポイントカード運営事業者（以下、運営事業者）だけが管理しており、提携店舗側では会員番号しか分かりません。

行動ターゲティング広告の必要性と野放しの危険性

いくつものクラスタごとに購買動向が異なる今日の社会では、テレビ、新聞、雑誌などかつてのマス広告の役割も限定的になりました。どのようにクラスタを分類し、顧客をクラスタに区分けするか、クラスタごとの購買動向を予測し、各クラスタに広告を届けるか。ネット時代とシンクロするマーケティング手法は消費者の日常感覚を超えて進化を続けています。

広告のあり方も社会の変化とともに変わっていかなければなりません。マス広告に加えて新たに行動ターゲティング広告等に向かっていくのも十分に理解できるところです。問題は、複雑化するしくみを消費者がよく理解できていないところでしょう。

共通ポイントカードの加盟店であるドラッグストア４店舗で、新聞記者が店舗側に運営事業者に送信する情報の説明を求めたところ、３店舗で薬剤師や店員が「ポイント計算に必要な購入金額だけを送っている。医薬品の商品名は送っていない」と事実と違う説明をしたこともありました。実は消費者だけではなく、店員等もPOSレジとカードリーダーを操作しているだけで、そのしくみをよく理解していなかったわけです。消費者に対しては約款に書いてある、店員等に関しては今後社内研修等指導を徹底するということで足りる問題なのでしょうか。

新たに行動ターゲティング広告が社会に必要になってきたのであれば、それが健全に行われるように新たな最低限のルールを確認していかなければなりません。まずは企業側が自主的に取り組むべきでしょうが、それが十分ではないということになれば、法規制も視野に入れて対応していくべきことになるでしょう。

共通ポイントカードと刑法上の問題点

共通ポイントカード一般の問題点ではなく、加盟店の中にドラッグストア（薬局）が入ってきた場合は、刑法134条１項の秘密漏示罪について検討しなければなりません。この条文には、「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」とあります（下線筆者）。

ドラッグストアには「薬剤師」がいますし、ドラッグストア自身が「医薬品販売業者」に該当します。ここでの「秘密」とは一般的に知られていない事実であって、これを他人に知られないことが本人の利益と認められるものをいい、一般的にみて何人も他人に知られることを欲しない事項、または本人が他人に知られることを欲しない旨を明示した事項の両者を含むとされています。ドラッグストアでは妊娠検査薬や水虫等の薬も販売してます。そうした情報は、薬剤師、医薬品販売業者が漏らしてはならない「秘密」に該当するのは明白なところです。

さらに「漏らす」とは、秘密をまだ知らない他人に告知することをいい、告知の方法は問わないし、他言を禁じて告知しても該当するとさ

れています。医薬品販売業者が運営事業者と提携し、当該データを送信することは「漏らす」ことに該当します。両者間に守秘契約があったとしても同様です。

もちろん被害者の承諾があれば本罪の違法性は阻却されます。共通ポイントの多くは、約款であらかじめ提携店の情報を集めることを定め本人の承諾を得ており、かつ購買時には消費者本人がカードを提示しています。しかし、先述のとおり、実態はどうでしょうか。消費者はおろか店舗側の薬剤師や店員の認識もあいまいです。

厚生労働省情報政策担当参事官室は「医薬品販売業者は患者の尊厳を守る責務がある。一般用医薬品も、身体状況を如実に表すもの。購買者には…どんな情報を得ているかを分かりやすく示し、同意を得ることが必要だ」[*2]としています。共通ポイント全体を否定しているのではなく、刑法の趣旨を踏まえて、医薬品の取り扱いはしない、または店頭に医薬品の購買履歴が提供されることを分かりやすく表示するなど、明確に被害者の承諾を得たといえるような対応が求められるといわなければなりません。

共通ポイントカードと個人情報保護法上の問題点

共通ポイントカードには、個人情報保護法の「共同利用」（23条４項３号）という方法で、購買履歴を一元管理しているものもあります。

共同利用の問題点は、①「共同利用者の範囲」に記載される事業者名を増減できる点、②共同利用者の範囲内で個人データを相互に提供できる点です。個人情報保護法は、共同利用とは何かを明確に示していないことから、23条４項３号に定める手続きを尽くせばそれが結果として共同利用になるという解釈を許す余地を残しています。個人データを提供する先が「第三者」であれば、原則として本人の事前同意が必要ですし（23条１項）、いわゆるオプトアウト手続（23条２項）[*3]によって同意なく提供することもできます。しかし、共同利用の手続きによれば、事前の本人同意もオプトアウト手続も回避することができてしまうわけです。まずは「共同利用」とは何か、そのコンセプトを確認し、個人の権利利益の保護（１条）という法目的と個人の尊重の理念（３条）から23条全体の構造を明らかにして、適切な解釈指針をガイドライン（告示）で広く示すべきでしょう。

マイナンバーと大手共通ポイントカードの会員番号

2013年５月に行政手続番号利用法（マイナンバー法）が成立しました。国による公的個人番号の導入に備えて厳しく個人番号の取り扱いを規律する法律です。ところがすでに民間マイナンバーというべき数千万人規模の民間個人番号が流通しています。携帯電話やスマートフォンのID、そして大手共通ポイントカードの会員番号です。

氏名が即時に分からずとも一定の性質を有する個人番号にある程度の法的規律を与えるべきことは、当然に考えていかなければなりません。

また、大手共通ポイントカードの会員番号を勝手に自社の顧客管理等に流用する例も現れています。他社の経営努力の成果をかすめとる行為であると同時に消費者の脅威となる面がないか検討が必要です。

さらに今後はカードの代わりに消費者を撮影して判別する顔認証技術を使うシステムが登場してくる可能性もあります。この点も注視していくべきでしょう。

〈参考〉

薬害オンブズパースン会議「Tポイントサービスに関する要望書」
http://www.yakugai.gr.jp/topics/topic.php?id=822

＊１ POSレジスタのこと。POSとは、point of saleの略で販売時点情報管理のことをいう。このシステムを導入すればレジで商品のバーコードを読み取ることで、商品名・価格・数量・日時等の販売実績情報を収集し、販売動向を把握することができる。

＊２ 『朝日新聞』2012年７月23日

＊３ (1)第三者への提供を利用目的とすること、(2)第三者に提供される個人データの項目、(3)第三者への提供の手段または方法、(4)本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することをあらかじめ、本人に通知または本人が容易に知り得る状況（自社のホームページに掲載するなど）にしておくことで、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できるるしくみ。

近年、苦情相談が増えているインターネット取引について、事例を挙げながら解説します。

事例で学ぶ インターネット取引

第14回

共同購入クーポンサイト

原田 由里 Harada Yuri
一般社団法人 ECネットワーク理事

06年４月、ECネットワーク設立。ネット取引のトラブル相談をオンラインで対応。消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

飲食店などの店舗で使用できる割引クーポンで、一定時間内に一定数の購入者がいることを条件にインターネット上で販売されているものを共同購入クーポン（以下、クーポン）と呼ぶ。例えば、「１日以内に購入希望者が50人いた場合、Aレストランの１万円相当の料理が50%オフになる」という販売条件付きクーポンである。それを発行しているサイトを共同購入クーポンサイト（以下、クーポンサイト）と呼ぶ。日本で人気が出始めたのは、2010年頃からといわれている。

しかし、その性質やサービス内容が消費者には分かりにくいこともあり、それに伴うトラブルも発生している。人気が出始めた頃、多かったトラブルは、広告と実際のサービスの相違に関する内容で、これは2011年元旦に、おせち料理を通常価格の半額で購入できるというクーポンを利用した客に、広告とは明らかに異なるおせち料理が届いたという「スカスカおせち」騒ぎに代表される。この件では、該当客にクーポンサイトからクーポン代金が全額返金されたが、もともと比較対象となる通常価格（販売実績）が存在していない可能性についても指摘された。

その結果、同年２月に消費者庁より、おせち料理を販売していた飲食店に対し景品表示法に基づく措置命令、クーポンサイトには表示価格適正化の要請が行われている＊1。

これを機に、広告と明らかに異なっていたという苦情は減少傾向と感じられるが、相変わらず、クーポンの性質が理解されていないことに伴うトラブルは発生している。

「共同購入クーポン」とはいったいどのようなものなのか、また使用上の注意点などを、今回は事例とともに確認してみたい。

クーポンの有効期限

事例1 **⑴通常料金の半額という寿司店のクーポンを６月に購入した。利用は予約制のため、８月に１回、９月に２回、10月に２回、11月に２回、それぞれ予約するために電話をしたが、毎回すべて満員ということで断られた。**

とうとうクーポンの有効期間が今月中となったので、「今月はいつ空いていますか？」と聞いたところ、「今月いっぱいはすべての日が満員でクーポンが使えない」と言われている。

⑵４千円で購入した中華料理店の割引クーポンを利用しようと、クーポン有効期限日の５日前に店に予約の電話を入れたのだが、「既にクーポン有効期限日まで予約がいっぱいだ」と言わ

れた。店から「クーポンサイトに相談してほしい」と言われたが、クーポンサイトからは「期限間近は予約が殺到するもので、有効期限日ギリギリに店に予約した本人の責任」と言われ、クーポン代金返金等の対応はできないという。たしかに利用しようとしたのは期限間近だったが、クーポン代金は支払っているのだから、予約が取れない場合は、返金や延長等の対応がされないのだろうか。

発行されるクーポンには使用有効期限が定められており、ほとんどの場合、その有効期限は6カ月以内となっている（資金決済法の適用除外）。

利用規約などにより、もともと一度購入したクーポン代金の返金は認められず、購入したクーポンは有効期限内に利用することが使用条件となっているため、期限を過ぎたクーポンは使用できない。

ただし、例えばクーポンの有効期限内に店舗が閉店したり、サービスを一方的にやめるなど、基本的に購入者側に落ち度がなく有効期限内に利用できなくなった場合は、クーポンサイトから返金されることもある。

【事例１】のように、予約必須の飲食店にて、有効期限内に予約が取れなかった場合はどうだろうか。例えば⑴のように、有効期限から逆算して、かなり前から予約の連絡を入れていたにもかかわらず断られていた場合は、期限内に使用できなくても購入者側の落ち度とはいえないだろう。しかし、⑵のように数日前となると、返金を求めるのは難しくなるかもしれない。

その他、有効期限内の店舗移転などでクーポンの使用が難しくなってしまうケースもある。この場合、サイトによっては有効期限を延長するなどケースバイケースの対応がされる。一方で、うっかりして有効期限を過ぎてしまうこともあるため、クーポンは購入したらできるだけ早めに使用したほうがよい。

なお、購入者はクーポンサイトに代金を支払っているため、クーポン代金返金に関する交渉は、クーポンの利用対象店舗ではなくクーポンサイトに行うのが基本である。

クーポンの使用条件

事例2 **「海鮮鍋料理と飲み放題のコースが50%オフ（土曜不可）」というクーポンを１枚購入した。**

しかし、このクーポンの広告を見直すと注意事項があり、利用は２枚からで、購入した１枚では利用できないことが分かった。

クーポンサイトの窓口に問い合わせたところ、返金も買い足しもできないといわれた。１枚では利用できないクーポンを１枚単位で販売しているのは問題ではないのだろうか。せめて使えるよう再販売するか、返金等ができないものだろうか。

販売されているクーポンには、有効期限のほか、個々に使用条件が付されているものもある。使用条件のあるクーポンは、もちろんその条件下でなければ使用できない。

その中には、飲食店や旅館・ホテルなどに代表されるが、**【事例２】**のように「利用は○名様から」という複数枚利用が条件のクーポンもある。そうなると１枚では基本利用できないということになる。そのうえ、クーポンは販売時間を過ぎると販売が終了する性質があるため、販売終了後の追加購入もできないことになっている。

では、複数枚利用という条件があるにもかかわらず、なぜ１枚から購入が可能となっているのか。クーポンサイトの回答では、友人とそれぞれ別々に購入し、一緒に利用することができるようにしているとのことであった。しかし、クーポン販売終了後に、同クーポン所有者で一

緒に使用してくれる人を見つけるのは至難の業かもしれない。複数枚使用に関する注意喚起は特に目立つよう、広告上の配慮が必要である。

二重価格表示

事例3 **クーポンサイトより、「ジュエリー、通常価格５万円の95%オフ」というクーポンを３枚購入し、それを使って商品を入手した。その査定をジュエリー買い取り業者に依頼したところ、査定の対象外とのことだった。もともと価値のない商品ではないのか。**

販売されているのはすべて割引クーポンであるから、まず通常価格というものが存在し、そこからの割引率が表示されていることが多い。いわゆる二重価格表記である。

しかし、冒頭で紹介した「スカスカおせち」のように、通常価格がもともと存在していない場合、その広告は不当表示として指摘される可能性が出てくる。

そのため、消費者庁では、「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」*2を公開し、このような「基本的に、『通常価格』と『割引価格』の『二重価格表示』を行う」ビジネスモデルを「フラッシュマーケティング」と呼び、例えば、通常価格での販売実績がまったくないのに通常価格と割引価格の二重価格表示を行う場合の景品表示法上の問題点などについて指摘している。

【事例３】のケースは、もちろん買い取り業者の査定結果を当該商品価値の判断基準とすることはできないが、クーポン購入金額が２～３千円であったと考えれば、この店舗で、同じ商品が通常価格で販売されていた実績があるのかどうか、調査が必要かもしれない。

また、飲食店のフルコースやエステなどのサービスに関するクーポンには、「○円相当額」と表示されていたり、通常価格の設定自体がなかったりするものもある。その場合は、目的とするクーポンの内容において、販売実績となる通常価格がもともとその店にはないということになる。それら相違点も確認・考慮しながら利用するほうがよいだろう。

クーポン利用に関する被害

事例4 **クーポンサイトを通じて、クリーニング店で使用できる２万円分のクーポンを９千円で購入した。翌月、クリーニング店のオンラインショップの申込みフォームにて、羽毛布団などのクリーニングを複数依頼した。**

しかし翌月になってもクリーニング品は返却されず、クリーニング店へのメールの問い合わせには返信なし、電話で問い合わせてもすべて転送設定と留守番電話対応で連絡が取れない。まともにサービスが受けられないどころか、預けた品物までが戻ってこなくなってしまった。

最終的にサービスが受けられなかった場合、クーポンサイトからクーポン代金の返金は検討してもらえるかもしれないが、その店で**【事例４】**のような被害にあってしまった場合、クーポンサイトに損害賠償請求できるのだろうか。

クーポンサイトの利用規約などには、あらかじめ責任を負わない旨の免責事項があることが多く、このような場合、店と連絡不能に陥ると解決が難しくなる可能性がある。

自分がクーポンを使って利用しようとする店の評判も、事前に別途調べておいたほうがよいだろう。

＊１　消費者庁 2011年２月「株式会社外食文化研究所に対する措置命令及びグルーポン・ジャパン株式会社に対する要請について」
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110222premiums_1.pdf

＊２　消費者庁 2011年10月「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/111028premiums_1_1.pdf

「食べ物」を通して、健康から環境問題など社会問題に触れます。

エコクッキング

坂本 廣子 Sakamoto Hiroko
サカモトキッチン・スタジオ主宰。料理研究家。相愛大学客員教授。農林水産技術会議委員。食育を35年以上前から提唱している。ほかに介護、防災、食の村おこしなど幅広い分野で問題解決に取り組む。

「エコ」と聞いて何を思い浮かべますか。ここではエネルギーや食材の無駄などを「省く」ことを「エコ」と呼びます。何をどのように減らすことができるのかを考えてみましょう。

省エネ調理法

①蒸す

調理する際の加熱時間を短くしたり、使う水分量を減らすなどの工夫をすれば、通常の料理法と比較して省エネになります。

野菜をゆでるときは、たっぷりの湯でゆでて冷水で冷やすのが通常のゆで方です。ほうれん草などのアクのある野菜は、下ごしらえとして湯の中にアクを溶かし出します。しかし、ブロッコリー、アスパラガス、インゲン、絹さや、千切りキャベツなどアクのない野菜は、鍋ぶたをして少量の水で蒸し煮にすれば、少量の水を温めるエネルギーだけで加熱ができます。加熱後は、鍋ぶたを開けてそのまま冷やします。また、短時間の加熱によって失われるビタミン類も少なくなると考えられます。その他、例えばジャガイモの皮をピーラーでむくと廃棄率*1が上がりますが、蒸したりゆでたりして皮をむくと皮を薄くむけるので廃棄率は下がります。

災害時など、水が水質的には不適当な状況下でも、煮沸して蒸気にすれば安全に加熱できることもあります。以上のように、蒸す調理法はとても安全な省エネ調理法といえるでしょう。

②打ち水調理

きんぴらごぼうなどの細切りの野菜などを炒めるときに、少量の水を加えると効率よく加熱できます。特に少量の野菜を炒めるときに、食材の表面の水分が飛んで焦げ始めても中心部がまだ生であることがあります。そんなとき、大さじ1の水を全体に振り入れると蒸気となり、煎り煮や煎り蒸しに近い加熱になります。これを「打ち水調理」と呼んでいますが、炒めるときのスピードアップにもつながります。

③肉料理の省エネ加熱

肉は加熱するとたんぱく質が固まって縮む性質がありますが、急激に加熱した場合、タオルを絞るように、外側の肉が縮むことで中心部の肉汁が外に搾り出されてしまいます。

ローストビーフなどのかたまり肉の調理の際は、最初に肉を常温に戻します。次に天板の上に足つき網を乗せ、その上に肉を置いて肉の下側にも熱が回るようにします。150℃に予熱したオーブンで肉1kg当たり1時間を目安に焼きます。オーブンは温めた壁の熱（輻射熱*2）で焼くので、熱が空気中に逃げる直火とは違う省エネなのです。

鶏胸肉は、加熱すると肉がパサパサになりがちです。それが、短時間の加熱にするとジューシーな蒸し鶏になるという方法があります。鶏胸肉を常温に戻して厚い部分を削ぐようにして切り開き、肉を平らにします。直径20㎝の鍋に

少量の水で蒸した鶏肉と、その蒸し汁を利用したスープ。

水100cc、塩小さじ４分の１、砂糖小さじ１を入れ、鍋に肉を平たく広げ入れ、加熱用のクッキングシートかアルミホイルで表面を覆うように被せて火をつけます。その後、ふたをして中火で３分、ひっくり返して１分加熱し、火を消して粗熱（あらねつ）が取れるまでそのまま置いておきます。取り出して食べやすい大きさに切ると、やわらかい蒸し鶏のでき上がりです（**写真**）。蒸した汁には鶏肉のうまみが溶け出しているので、スープのだしとして使えばまったく無駄がありません。このように短時間の加熱で、少量の水分に余熱を生かして漬けておくだけで、ソフトな蒸し鶏ができ上がります。グツグツと煮てしまうと、固くて食感が悪くなってしまいますので、エコだからこその味が生きる調理法です。

省エネ器具

家庭内において、加熱するエネルギーの無駄が少ない道具としてお勧めするのが、電磁調理器です。鍋底自体が発熱するので、空気中にエネルギーがほとんど失われません。さらに、圧力鍋を使うと加熱時間を省略できるので、少ないエネルギー量で食材を加熱することができます。加熱後すぐに空気弁を開けて減圧するのではなく、そのまま置くと余熱も利用できます。

普通の鍋であっても、ふたをすれば蒸気が逃げないのでエネルギーのロスが抑えられます。ふたをして密封状態にし、紅茶のティーコゼー＊３のように被せたり全体を包んで保温します。

もう一つ、鋳物（いもの）＊４などの分厚い鍋や、鉄瓶なども保温性が高く、一度温めればその余熱で保温と柔らかな加熱を続けることができます。

使い尽くせば捨てるところなし

食材も、捨てるところなく使えば無駄はありません。

例えば、だしをとった後の昆布やかつお節も利用します。昆布は繊維方向に縦３㎝幅、それを２㎜に切り、小鍋に入れて、砂糖、しょうゆ、だしを各大さじ２、酢小さじ１を加え、水気がなくなるまで煮詰めます。だしをとった後のかつお節は、絞って昆布を煮るだしとして利用し、その後小さく刻んで軽く乾煎（から）りし、先の昆布の煮物に加えてよくかき混ぜると、そぼろ状のふりかけのでき上がりです。

カブラの皮、大根の皮、ニンジンの皮なども利用できます。皮を厚くむいて千切りにし、濃い塩水をまぶしつけ、しんなりしたら絞り、柚子とだしをまぶしつけたら即席漬けになります。

ウドも、白くいただくためにはアクのある皮を厚くむかなければなりません。むいた皮を千切りにしてゴマ油で炒めてきんぴらにすると、ちゃんとした一品に変身します。

廃棄率が高い骨付き魚も、アラ炊き（アラ煮）にして野菜を一緒に煮るとその煮汁も利用できます。魚を炊いた後の残りの汁で、ささがきにしたごぼうなどを煮て、その後おからを加えて煮るとおから煮になり、そこに根っこを残してキッチンガーデンで育てたネギを加えれば、なんともエコな食卓になります。

このような料理にも省エネ調理法などを組み合わせると、エコにつながります。

＊１　一般通念では食べない廃棄部分の重量を食材の総重量に対する比率で示した数値。
＊２　放射熱ともいう。
＊３　ティーポットに覆い被せる保温のための布製のカバー。
＊４　金属を溶かして型に流し込み、冷えて固まった後、型から取り出して作った製品。

海外ニュース

アメリカ

（文 / 安藤　佳子）

子どもの「水の事故」を防ぐには

【CPSCホームページ】
http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2013/Pool-Safely-Call-to-Action/
【アメリカ赤十字社ホームページ】
http://www.redcross.org/news/event/May-is-National-Water-Safety-Month
【アメリカ水泳連盟ホームページ】
http://usaswimming.org/DesktopDefault.aspx?TabId=2092　ほか

本格的な夏を目前に、CPSC（アメリカ消費者製品安全委員会）では水難事故防止月間である５月、「プールおよびスパにおける水の事故の推定件数年次報告書2013」を発表した。それによると、アメリカ全土における溺死事故は年平均で390件、溺水による緊急搬送は年平均で5,100件発生したという。また、溺死の76%および溺水による緊急搬送の78%が、５歳以下の乳幼児であった*。

事故発生場所は、家庭のいわゆる「裏庭プール（backyard pool）」がもっとも多く、５歳以下の溺死の85%、15歳以下の溺死の73%および溺水障害の50%を占めた。溺死事故はサイレントキラーとも呼ばれ、わずか５分前に保護者が近くで子どもの元気な姿を確認していたにもかかわらず、事故は突然起きる。CDC（アメリカ疾病管理予防センター）によると、アフリカ系アメリカ人児童生徒（５～19歳）の溺水事故件数は白人やヒスパニック系の約６倍といい、また、アメリカ水泳連盟のデータではアフリカ系アメリカ人児童の70%およびヒスパニック系児童の62%が泳げないという。CPSCのテネンバウム委員長は、すべての子どもに泳ぎを教える必要性などについて述べ、「プールセイフティ・キャンペーン」を推進している。またアメリカ赤十字社でも、泳ぎ方の習得が子どもの命を救うとして、水泳教室を開催するほか、アメリカ水泳連盟でも「命を守りチャンピオンを育てよう」をモットーに、アメリカで初めて黒人水泳選手としてオリンピックメダリストとなったカレン・ジョーンズを起用し、水泳教室ツアーを実施している。

＊　溺死は2008～2010年、溺水は2010～2012年の平均値。

イギリス

（文 / 安藤　佳子）

夏到来！ 食中毒を避けるために

【Which? ホームページ】
http://www.which.co.uk/news/2013/05/which-reveals-food-hygiene-lottery-319102/
【FSAホームページ】
http://food.gov.uk/policy-advice/hygieneratings/#.UabDYI9A2So　ほか

『Which?』（イギリス消費者協会）の調査では、過去２年間に1700万人もの人が、外食によると思われる食中毒被害にあったという。特に夏は食べ物が傷みやすい。そんななかFSA（イギリス食品基準局）では、食中毒被害の減少を目的とした「食品衛生評価スキーム」を実施している。これは、外食産業の調理施設の衛生管理状態を法基準に従って立ち入り検査し、０～５点の６段階で評価するもので、外食産業における衛生基準確立のみならず、消費者が外食店や食料店を選ぶ際の目安にもなる。検査内容は「衛生（手洗い、生鮮食品の管理）」「設備（清掃、下水、照明、換気）」「信頼性（衛生に関する認識、記録保存、従業員指導）」で、これらを総合的に評価し、３点が「おおむね満足」という評価にあたる。

『Which?』が発表したイングランド、ウェールズ、北アイルランドにおけるこの評価スキームの分析結果（2011年以降のデータに基づく）によれば、有名レストランチェーン店や学校、病院などは比較的高スコアである一方、コンビニや屋台、テイクアウト店は３点以下が多かった。同誌アンケートに答えた読者会員の95%がFSAの評価結果は店頭表示すべきと答えているが、これについては地域間格差も大きい。ウェールズでは既に店頭表示が義務化され、スコットランドと北アイルランドでは義務化に向けた動きがあるが、イングランドでは表示の義務はない。『Which?』では、全国一律の評価スキームの導入と表示の義務化を求めている。

また、2013年６月のFSAの食品安全週間の際には「家庭の台所の安全」をテーマに、台所における衛生習慣の改善を呼びかけた。

ドイツ

（文／岸　葉子）

【商品テスト財団『テスト』2013年5月号】
http://www.test.de/Haarfarben-Auch-guenstiges-Dunkelbraun-ist-gut-4533537-0/
【エコ・テスト出版『エコ・テスト』2012年11月号】
http://www.oekotest.de/cgi/index.cgi?artnr=101064&bernr=10&gartnr=1&suche=HAARFARBE

視点が対照的な2誌の「ヘアカラー剤テスト」

ドイツでは自分で髪を染める女性が多い。好まれる色はダークブラウンだという。そこで、商品テスト財団では、染まり具合や色の持続性を中心に、ダークブラウン系の白髪用永久染毛剤*1　9商品について比較テストを行い、『テスト』誌に結果を掲載した。

同誌では、美容師が女性被験者（1商品につき20名、計180名）の髪を実際に染め、表示どおりの色に染まるか、白髪をカバーできるかなどを調べた。また、被験者には2日に1度洗髪してもらい、4週間後に色落ちしていないかなども調べた。

その結果、表示より暗めの色に染まった商品、紫外線でやや退色した商品はあったものの、おおむね良好なカラーリング効果だったという。ただ、ムースタイプの商品の中には、表示どおりに容器を振っても染毛剤が均一にならず、使い勝手が悪いものもあったとのことである。

一方『エコ・テスト』誌でも、永久染毛剤23商品のテスト結果を掲載したが、こちらのテストでは全商品が不合格とされた。その理由は、アレルギー誘発の可能性がある芳香族アミンに分類されるp-フェニレンジアミン（PPT）*2や、CMR物質（C：発がん性、M：変異原性、R：生殖毒性の頭文字をさす）などを含んでいることにある。また、植物成分配合をうたう商品も、有害化学物質を多用していたとのことである。

＊1　日本の薬事法では、ヘアカラー剤は一般的に永久染毛剤と呼ばれる「染毛剤（医薬部外品。ヘアカラー・ヘアダイ・白髪染めなど）」と「染毛料（化粧品。ヘアマニキュアなど）」に分類される。医薬部外品は染毛力には優れているが髪へのダメージが強く、体質などによっては、有効成分の酸化染料がかぶれの原因にもなるため「使用前に毎回必ず皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を実施する必要がある」という内容の注意表示がある。

＊2　ウェブ版『国民生活』2012年7月号海外ニュース参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201207_02.pdf

EU（欧州連合）

（文／岸　葉子）

【欧州連合ホームページ】
http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_information/l32048_en.htm
【欧州委員会ホームページ】
http://ec.europa.eu/consumers/ecc/index_en.htm

EU域内の消費者トラブルに対応

共通の市場を形成し、国同士の距離も近いEU域内では、他国に出向いての買い物も簡単である。ところが、購入した商品やサービスに問題があった場合、言葉や商取引の慣習の違いなどから、消費者による自力解決が困難なことがある。

そこで、EU加盟国とアイスランド、ノルウェーの計29カ国に設置されている欧州消費者センターでは、越境取引などに関する相談を無料で受け付けている*1。消費者が自国のセンターに母国語で相談すると、必要に応じて相談員が他国のセンターに連絡を取り、問題解決を手伝うというしくみである。

その上部機関はECC-Net（ヨーロッパ消費者センター・ネットワーク）で、2つの消費者保護組織が合併して2005年に発足した。センター運営に必要な資金は、欧州委員会と各国が共同出資しており、センターの法的性格は国によって異なる。

このうち、「2つの国に1つの住所」というキャッチフレーズで運営するドイツとフランスのセンターは独特である*2。ドイツ南西部のケール（ライン川を挟んだ対岸にはフランスの都市ストラスブールがある）に設置されている両国共同の消費者センターでは、来所、電話、eメールによる相談を両国語で受け付けている。約7割の相談がインターネット取引関連で、そのうち特に多い苦情が「運輸・旅行」と「商品購入」だという（両者で7割近く）。

また、青少年向けの消費者教育プロジェクトなど、両国共同開催の行事も盛んである。

＊1　日本には、消費者庁越境消費者センターがある。
http://www.cb-ccj.caa.go.jp/

＊2　http://www.cec-zev.eu/index.php?id=1727

マークあれこれ 第11回

安全、禁止、注意などを示す図記号①

～色と形で分かりやすく～

知っておきたい身の回りのマークのいろいろ

いよいよ夏休みシーズン到来です。外出する際は事故やけがのないよう、安全を心がけたいもの。そこで、身近な標識などで使われている、禁止や注意、安全状態などを示すさまざまな「図記号」について、その歴史や意味、役割などを3回にわたり紹介します。

重光 純 Shigemitsu Jun
ライター・エディター。省庁発行の広報誌の編集に長年携わる。

駅構内の「禁煙」ポスター（左）と、店舗先のライトに表示されていた「一般注意」「さわるな」（右）。いずれも言葉（外国語を含む）による説明が併記され、図記号の持つメッセージを補助している。

赤い円と斜めの直線に、黒い色で描かれた人の形を組み合わせた標識といえば「立入禁止」。これを見たら、みなさんはそれ以上、先に進もうとは思わないでしょう。この赤い円の中にある形が「人」ではなく、たばこであれば「禁煙」、カメラであれば「撮影禁止」。もう、みなさんにとってはおなじみですね。

こうした標識などに使われる**図記号**は、**JIS（日本工業規格）**によって全国共通となっているものがたくさんあります。JISといえばJISマークが有名ですが、そもそもJISは戦後の日本における産業活動や国民生活に混乱が起きないよう、工業製品の規格を標準化して品質を維持することなどを目的に、1949年、工業標準化法に基づいて発足した制度です。2013年3月末現在で10,399件の規格が制定されていて、私たちがよく目にする標識の図記号もその一分野となっています。

図記号の種類としては、公共施設や商業施設などで利用される案内用図記号、私たちが日常使う製品やその説明書で使われる消費者用警告図記号、機器・装置の部分や状態などを示すための機器・装置用図記号などがあります。

一般社団法人日本標識工業会によれば、これらの図記号がJISの対象となった始まりは、1951年制定の「鉱山保安警標」で、これはアメリカの鉱山で労働者の安全を守るために使われていた標識に由来しているといわれています。工場や建設現場では、労働安全衛生法により、安全標識の表示がもともと義務づけられていました。それが、公共施設など私たちの生活の身近なところでも普及したというわけです。

誰もが瞬時に分かる明確なメッセージを

図記号の目的は、子どもから大人まで、あるいは言葉の壁を乗り越えて、世界中の人にメッセージを瞬時に伝えることです。特に安全や危険、注意、警告などを示すものは、私たちの命に関わる場合もあるため、パッと見ただけでも確実に意味が伝わることが何より重要です。もし文章で「○○してはいけません」などと書かれていたら、その意味は瞬時に伝わりづらく、また、日本語を読めない外国の人々にとっては理解が困難となります。

そのような理由から、それまで日本で使用さ

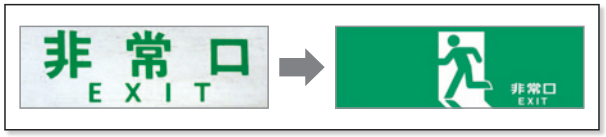

図１　文字表記から図記号への変遷の例（非常口）

れていた言葉のみの表示から図記号へと変わっていったものはたくさんあります。例えば「非常口」「火気注意」などがそれに当たります（図１）。

赤、青、黄、緑の４色と○、△、□が「基本」

このような図記号には、世界中で同一のメッセージが伝わるよう、そのデザインにはルールがあり、簡潔で分かりやすい色と形の組み合わせが基本になっています。赤は「禁止」、黄は「警告」、青は「指示」、緑は「安全」の意味として使用されています。これらの色と基本デザインにさまざまな絵を組み合わせることで、具体的な意味を持った図記号となるわけです（図２）。こうした基本デザインについては、以前は「四角に斜線」「オレンジ色のひし形」「黄色の逆三角形」といったデザインなども使われていましたが、国際標準化機構（ISO）の規定に合わせて国際整合化を進めていくことを理由に、2005年10月、JIS規格の改正によって廃止されました（ただし、古い標識を取り替える法的な義務はないため、場所によっては、以前のものを見かけることがあるかもしれません）。

さらに、補助標識と呼ばれる「頭上に注意」「関係者以外立入禁止」といった言葉や、左右の方向を示す矢印などを図記号に加え、目的に合わせた表現にしている場合もあります。この補助標識の表示方法についてもISOの規定をもとにJISで整合化が図られていて、英文表記を併記していることもあります。

ISOは、1947年に18カ国により発足した非政府組織です。ISOが国際規格として定めている安全標識に関する図記号は1990年代前半から

図２　JIS規格安全標識にみられるいろいろな図記号（例）

ら審議が活発化し、それまでは15種類のみであった図記号は、現在、133種類にまで増えています。その中には前述の「非常口」の図記号も含まれていますが、実はこの図記号、日本から提案し、世界基準として採用された「日本産」なのです。

次号は、このISOによる図記号を中心に紹介します。

〈お問い合わせ先〉
一般社団法人日本標識工業会 http://signs-nsa.jp/
協力　経済産業省 ☎03-3501-4978

少子高齢化を生きる 第7回

諸外国の子育て支援の取り組み

少子高齢化が進む日本。
その現状と私たちや社会
ができる対策を考えます。

松田 茂樹 Matsuda Shigeki
中京大学現代社会学部教授。博士（社会学）。少子化対策や子育て支援を研究。内閣府「少子化危機突破タスクフォース」メンバー。主著に『少子化論』（勁草書房）などがある。

わが国の出生率は1.41人で、人口置換水準*1を長期間にわたり下回っています。この現象は、わが国だけにみられるものではありません。主要な先進国は、一度は少子化を経験しています*2。例えば、フランスやイギリスは1970年代半ばから2000年代まで出生率が2.0を割っていました。ドイツやイタリアは、今も日本と同じ程度に出生率が低迷しています。スウェーデンは、1970年代以降、出生率の低下を２度経験しています。ちなみに、シンガポールなどのアジアの国は、わが国以上に出生率の低迷に見舞われています。

ヨーロッパには子育て支援を充実させて少子化から脱出した国があります。それらの国の取り組みの特徴は、子育てに対する経済的支援、育休と保育サービスによる両立支援、子育て支援に対する予算の多さの３点にあります。

子育てに対する経済的支援

少子化から脱出した各国は、児童手当と税制によって子育てする家庭を経済的に支援しています。児童手当のことは前号でも触れましたが、金額と支給期間を総合すると、主なヨーロッパ諸国の児童手当はわが国よりも充実しています。例えばイギリスは、第１子に月額約１万円、第２子以降はそれに月額約7,000円を加えた額を子どもが学生であれば20歳まで支給しています*3。また、子ども数に応じて納税額を軽減できる児童税額控除もあります。

育休と保育サービスによる両立支援

日本の育児休業（以下、育休）は、子どもが１歳になるまで（一定の要件を満たす場合は１歳６カ月まで）取得でき、休業前の50%の所得が保障されます*4。

ヨーロッパには、これよりも充実した制度がある国とそうでない国があります*5。スウェーデンでは、子どもが８歳まで、両親合わせて480労働日を休むことができます。休業中、360日までは給料の80%、残り90日は一定金額が保障されます。フランスでは、労働者は１～３年間の休職かパートタイム労働を選択でき、一定額の所得が保障されます。一方、イギリスの育休は、５歳までに両親合計で13週間しか取得できず、休業中の所得保障もありません。これらをみると、わが国の育休の充実度合いは「中」程度といえるでしょう。

保育サービスをみると、スウェーデンは０歳児に対する保育サービスは原則ありません。０歳のうちは、親が育休を利用して在宅で子どもの世話をしているからです。育休から復帰後は、幼稚園と保育所が一体になった就学前学校、家庭保育室等によって保育がなされます。フランスでは、３歳以上の子どもは無償の幼稚園に通います。保育サービスを利用するのはもっぱら３歳未満であり、保育所よりも家で子どもを預かる保育ママの方が普及しています*6。以上の

ように保育サービスのあり方は国によって違い、その優劣は比較しにくいのです。その国の状況に合わせた保育を行うことが大切でしょう。

子育て支援全体の予算

少子化を脱した国とわが国の取り組みの最大の違いは、子育て支援全体の予算額の差にあります。「家族関係社会支出」とは、子育て支援として行われる現金給付（家族手当、出産・育休の給付等）と現物給付（保育・就学前教育など）を合わせた支出のことです。この額が多いほど、子育て支援に予算を投じていることになります。

諸外国における家族関係社会支出の対GDP（国内総生産）比が図です。わが国は約４兆円（2007年）であり、これはGDPの0.79%（2012年度は1.04%）に相当します。スウェーデンが3.35%、イギリスが3.27%、フランスが３%であり、いずれも３%を超えています。わが国の約３倍の水準と考えられます。子育て支援が少ないといわれるドイツでも1.88%で、わが国よりも比率が高いです。アメリカは0.65%と低いですが、同国の出生率はもともと高いため、少子化対策が必要とされていないという背景があります。

諸外国の子育て支援の取り組みのなかには、わが国が少子化を脱するためのヒントがあります。まず、充実した子育て支援をすることで出生率を回復させることが可能であるということです。日本も、子育て支援を拡充すれば、出生率は回復すると考えられます。ただし、各国が出生率の低下から回復までに20 ～ 30年を要しているところをみると、わが国でも息の長い取り組みが必要であるといえます。そのためには、子育て支援全体の予算を増やすことが必要です。わが国が少子化を克服した国と同程度の子育て支援をするには、予算を現在の３倍まで増やさないといけません。今の財政事情をみると直ちには無理でしょうが、時間をかけてでも子育て支援の予算を増やしていくことが求められます。

具体的な子育て支援をみると、手当を拡充し、税制を工夫することで、子育てをする家庭に対する経済的支援を増やし、また、わが国の状況に合わせて保育サービスを充実させることです。４月号*7で述べたように、日本は働く母親と専業主婦の両者がいて、それぞれが子育ての困難を抱えている国ですから、保育所、幼稚園、子育て広場や一時保育等の地域子育て支援をバランスよく充実させていくことが大切です。

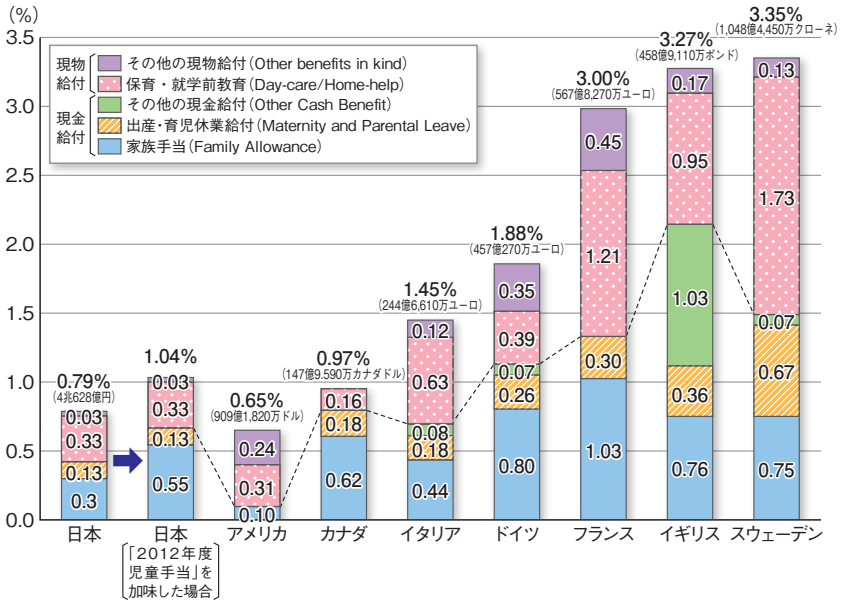

図　主要国の家族関係社会支出の対GDP比（2007年）

資料：内閣府『平成24年版子ども・子育て白書』

＊1　その国の人口を長期にわたって維持するための出生率の水準。日本は2.07（内閣府『平成24年度版 子ども・子育て白書』第２章 第１節より）。

＊2　内閣府『平成24年度版 子ども・子育て白書』第２章 第１節

＊3　「子ども手当て再考」『Life Design Focus』（第一生命経済研究所）

＊4　2010年４月１日より、「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」が統合され、「育児休業給付金」として全額、育児休業中に支給されることになった。

＊5　内閣府『平成17年版 少子化社会白書』第１部 第４章 第２節

＊6　松田茂樹著『少子化論－なぜまだ結婚、出産しやすい国にならないのか』210-211ページ 勁草書店（2013）

＊7　ウェブ版『国民生活』2013年４月号「少子高齢化を生きる」第４回「保育と地域による子育て支援」

住宅に関する相談事例を考える 第12回

木村 孝 Kimura Takashi
丸ビル綜合法律事務所
弁護士。住宅問題に加え、日弁連コンピュータ研究委員会委員長を歴任するなど、技術をめぐる法律問題に長く取り組んでいる。

地盤と基礎
（その2：地盤調査と基礎）

今回は、前号で説明したような「個性」の強い地盤に対応して、適切な建物、特に基礎をどのように設計すべきなのかを説明します。

基礎についてのルール（平成12年の建築基準法改正前）

2000年（平成12年）の建築基準法（以下、建基法）改正までは、地盤の強さに関して、建物にどのような基礎を設ける必要があるのかについて具体的なルールは定められていませんでした。とはいっても、まったく定められていなかったというわけではありません。

鉄筋コンクリート造や鉄骨造あるいは木造でも3階建ての場合は、設計に当たっては構造計算を行い、建物などの荷重、地震や風によって建物に加わる力が基礎や地盤に加える力を計算し、その力と地盤の強さ（支持力・地耐力）とを勘案して、建物にとって有害な沈下や変形が生じないことが確かめられた基礎を設ける必要があります。そのため、建基法自体で詳細なルールを定めなくても、適切な基礎を設けることのできるしくみになっていたのです*1。

これに対し、2階建て以下の木造の建物では、建築基準法施行令（以下、建基令）42条2項に「土台は、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の布基礎…に緊結しなければならない。…」と定められているだけでした。これは2階建て以下の木造の建物の基礎はコンクリート造で、基礎のすべての部分がどこかではつながっている布基礎*1（いわば棒状の基礎）にすればよいという意味です【図1】。また条文中で「鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造」とあるように、必ずしも鉄筋コンクリートを使わなくてもよいことになっていました。

もっとも、建基令38条1項に「建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならない」という、すべての建物に適用されるルールがあるので、不同沈下が生じた場合には瑕疵（欠陥）

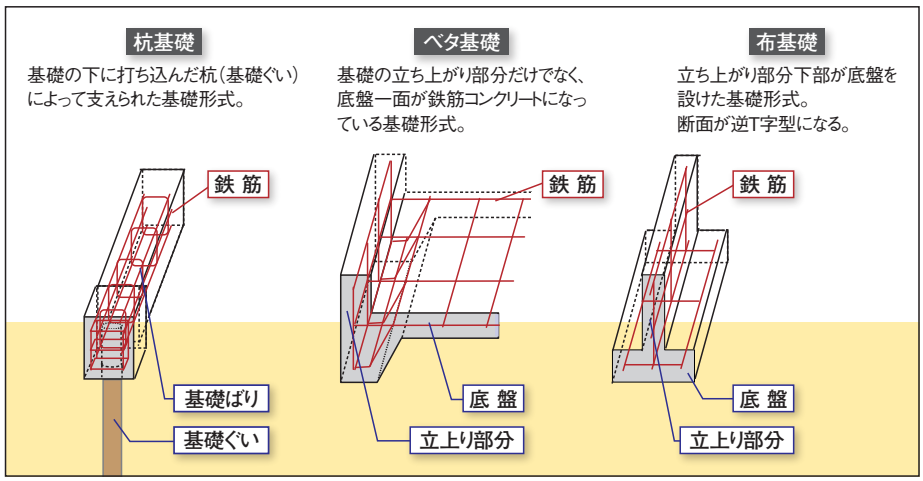

図1 3種類の基礎の略図

に当たることは間違いありません。しかし、先に述べた構造計算やこれから説明する地盤調査が必要とされていないという不同沈下によるトラブルが生じがちなしくみのルールになっていたのです*2。

基礎についての現在のルール

このような事態*3を受けて、2000年に先の建基令38条が改正され、構造計算を行わずに基礎を決める場合は、同条３項の「建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して建設大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。…」という規定に基づいて同時に平成12年建設省告示1347号（以下、告示1347）「第一」が制定されました*4。２階建て以下の木造建物を含めて、基礎に関するルールが具体化されたことになります。

その主な内容は以下のとおりです。

- 基礎を支える地盤の長期の許容応力度、つまり強さに応じて、それぞれ、20キロニュートン（約２t）/平方メートル（以下、kN/㎡）未満の場合は杭基礎、20kN/㎡以上30kN（約３t）/㎡未満の場合が杭基礎かベタ基礎にする必要があり、30kN/㎡以上の場合は、これらのほか布基礎とすることもできる（同１項）【表、22ページ図１】

地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（基礎を支える地盤の強さ）	基礎の構造
20kN/㎡未満	杭基礎
20kN/㎡以上30kN/㎡未満	杭基礎 ベタ基礎
30kN/㎡未満	杭基礎 ベタ基礎 布基礎

表　認容応力度と基礎の構造

- ベタ基礎あるいは布基礎とする場合は、同２項あるいは同３項に規定する寸法の原則として鉄筋コンクリート造とするほか、基礎各部のサイズや位置、その内部の鉄筋の寸法、本数、位置、間隔なども各項に従う必要がある

地盤調査の必要性

このようにルールが具体化された結果、地盤の長期許容応力度（以下、支持力）を確かめなければ、そもそも、どのような基礎を選択できるのかが決まらないことになります。さらに、布基礎の場合は、支持力と建物の重さに応じて、基礎から地盤に力を伝える底盤と呼ばれる基礎の一番下の水平部分の幅が変わりますので（同４項２号）、告示1347によるルールの具体化は、基礎の設計に当たっては、原則として、支持力を調べるために以下のような地盤調査を行うことが不可欠になったことを意味しています*5。

スウェーデン式サウンディング調査

スウェーデン式サウンディング調査（以下SSW）は、簡単にいえば、先端に錐を付けた鋼鉄のシャフトを、錘で荷重をかけながら回転させて地盤にねじ入れ、錐が25㎝沈むまでの回転数*6を基に地盤の支持力を求める方法です【24ページ図２】。

先に述べた理由で地盤調査の需要が激増したことから、従来は人力でシャフトを回転させていた作業を機械化し、その結果を自動的に記録する装置も開発されています【24ページ写真１】。

この調査方法は、短時間で済み、かつローコストで行える反面、以下のような限界があります。

- 粘性土か砂質土かといった、土の性質（土質）は正確には分からない*7
- 土の中に、大きな礫やコンクリートの破片などがあると、そこから下の調査ができない
- 自沈といって、シャフトを回転させなくても沈んでしまう場合には、正確な支持力を判断

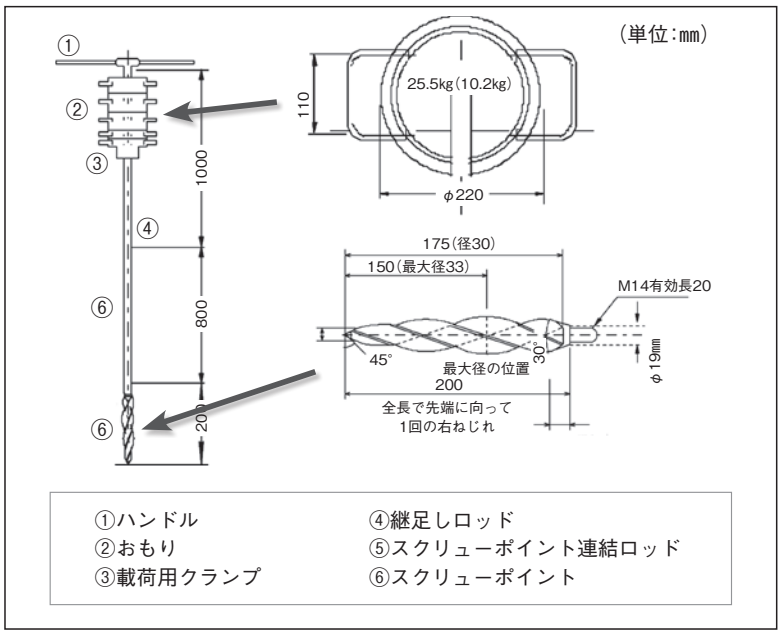

図2 スウェーデン式サウンディング（SSW）（JIS A1221：2000）

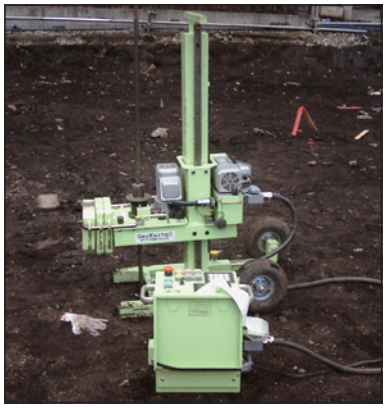

写真1 自動式スウェーデン式サウンディング（SSW）

写真2 ボーリング調査

するのが難しい*8

そのため、この方法だけに頼ることができないこともあります。しかし後述するボーリング調査に比べれば、装置も簡易なもので済み、作業者の労力も軽いため、コストも低廉です。そのため一般的な木造住宅の場合、まずはこの調査を行い、何らかの不安材料が見つかったときに、他の調査方法を考えるのが合理的です。

その際には、低コスト性を生かす意味でも、少なくとも建物の中央と４隅近くの合計５箇所といったように、敷地の複数の箇所で調べることが不可欠といえます。前号で説明したとおり、いわゆる造成地では盛土部分と切土部分があって、両者の支持力がまったく違うのはよくあることですし、逆に、宅地化されて長期間経過している場合は、その間に掘削と盛土が繰り返されていることも多いうえ、昔の水路を埋め立てている場合もあるので、できるだけ細かく地中の状態を探る必要があるからです。

ボーリング調査

最も一般的で本格的な地盤調査の方法といえます。サンプラーと呼ばれる鋼鉄製のパイプ状の先端部を、機械で回転させながら地中にねじ込み（ボーリング）【写真２】、１m沈むごとに、

モンケンと呼ばれる錘を一定の高さから落としてサンプラーを地中に打ち込み、30㎝沈むまでの回数（N値）を基に地盤の強さを計算で求め、（標準貫入試験）サンプラー内の土から土質を判定します【写真３】。さらに目的の深さに達したときに、穴の壁に横方向の荷重を加えて、どの程度の力で土が変形するかを調べます（坑内水平載荷試験）。また、地中からサンプルを採取して試験室に持ち帰り、荷重を１方向あるいは３方向から加えて土の強さなどを調べます（一軸圧縮試験、三軸圧縮試験）。また、サンプルの土を構成する粒の大きさの比率を調べる（粒度試験）など、さまざまな観点から地盤や土の性質を調べることができるのも特徴です。

ボーリング作業自体、装置も大がかりで時間がかかりますし、その後の試験を加えると、かなりのコストを要することになりますので、一般の住宅では、慎重を期するために実施するとしても、建物の中心の場所１箇所が限度といえます。したがって、前記のSSW調査による、敷地内の他の位置の調査を併用することが不可欠と思います。

その他の地盤調査方法

●表面波探査

地面に加えた振動が地中を伝わる速度を測り、地盤の「固さ」を調べる調査方法です。

●ハンドオーガ調査

人力で、先端にパイプ状の器具のついたシャフトを地中にねじ込んでゆき、土のサンプルを採集する調査です。例えば、地中の限られた範囲にだけ自沈層があって、その部分の土質だけは調べたいといった場合に使われます。

●平板載荷試験

これは、他の調査と違い、地盤にどれくらいの強度があるかというより、地盤に求めている強度があるかを調べるために行われる試験といえます。基礎が載る地盤面まで掘削した段階で、土の上に載せた直径30㎝の金属製の円盤に、砂利を入れた箱や重機を重石にして荷重をかけ、円盤の下や周囲の土の変形を調べます。

写真3　サンプラーを開けて内部に残った土のサンプルを取り出しているところ

地盤改良

前述のとおり、支持力が20kN/㎡以下の場合、告示1347によれば、杭基礎としなければならないのですが、告示1347「第一」の２項３号に定められている規格は、いわば「本格的な杭基礎」であり、そのルール通りの杭を使うにはかなりのコストがかかります。その上、告示1347第１の２項１号に「基礎ぐいは、構造耐力上安全に基礎ぐいの上部を支えるよう配置すること」との規定があります。当然のことなのですが、杭自体の強度だけでなく、杭の下部の地盤の強さ、杭の上部に加わる建物の荷重を、それぞれ調査・計算する必要があることになります。

そのため、一般的な木造住宅の場合、地盤が軟弱であることが分かったときには、告示1347「第一」の１項かっこ書きの「改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする」という規定により、地盤改良工事をしたうえで、強化

された地盤の支持力に応じたベタ基礎や布基礎とすることが一般的です。調査で20kN/㎡以上の支持力があるという結果が出ても地盤に何らかの不安材料がある場合も同様です。

このこと自体は間違いではないのですが、問題は、地盤改良工事の方法の選択とそれを前提とした基礎の設計にあります。

地盤改良工事としては、軟弱な部分が地面から下２m程度の場合には、その範囲の土を固化材という薬剤で固める表層改良と呼ばれる方法も採用されます。ただ、多くの場合、地盤のうち基礎の下になる部分を薬剤で断続的に杭状に固めたり（柱状改良）、比較的細い鋼製の杭を打ち込んだりねじ入れたりする方法が使われています。

どのような方法であっても、改良工事後の地盤やそれにかわる杭状の部分の支持力の検査は不可欠です。また、表層改良以外では、最悪の場合、周囲の地盤が下がってしまうと、建物は杭状の部分によって宙吊りの状態で支えられることになりますので、基礎、とりわけ、その立ち上がり部分の強度が足りないと、建物の一部が下がってしまうことになりかねませんので、そのような事態への配慮も不可欠となります。

終わりに

告示1347の制定による基礎、とりわけ、鉄筋の太さや配置がルール化されたことから、従来は現場で行われていた鉄筋を切ったり曲げたりする加工が鉄筋の納入業者の元で行われるようになり、工事現場に加工済みの鉄筋が過不足ない状態で一式持ち込まれるのが一般的になりました。そのため、鉄筋を加工する面倒を避けるために行われることのあった、鉄筋の数を減らすような「手抜き」する意味がなくなり、基礎そのものをめぐる欠陥は激減しているように思います。

その代わり、事前の設計に先立つ段階での、地耐力の「見立て」のミス、例えば、地盤調査の調査ポイント不足といった調査の不徹底による盛土層の見落としに起因する不同沈下や柱状改良などをした場合の基礎の立ち上がり部分の強度不足が疑われる基礎の亀裂といった、後からの原因の究明に手数を要する欠陥が目に付くようになってきています。

特に木造の建物の躯体（くたい）については、本誌＊9で説明したように、ある意味で規格化しているといってよいのですが、その敷地は、それぞれに「個性」があるので、それに対応しなければならない基礎は「単品設計」「単品生産」をする必要があります。その点についての認識不足が、2000年のルールの改正後10年以上経っても、基礎と地盤をめぐるトラブルがまだなくならない原因といえるでしょう。

＊1　建基法20条、36条、建基令82条、83条、93条

＊2　実際には、地盤調査のうえ基礎をベタ基礎にしたり、地盤改良（本文参照）を施すことも多かったが、基礎の伏図（真上から見た図面）や断面図（通常、鉄筋の有無、太さ、位置、間隔が記載される）がないうえ「基礎屋」と俗称される専門業者にいわば「丸投げ」したため、元請の施工業者ですら、どのような基礎になっているのかを把握していないことも多かった。

＊3　当時テレビで取り上げられた「欠陥住宅」の大半は、床の上を自然にボールが転がる不同沈下か、不同沈下が原因と見られる雨漏りの事例だった。

＊4　構造計算による場合は、建基令38条４項と告示1347「第二」によることになる。

＊5　建基令93条によれば、地盤が、岩盤など所定のカテゴリーにあたる場合には、一定の許容支持力を有すると取り扱うことを認めてはいる。しかし、ある地盤がそのカテゴリーに該当するかどうかについては、客観的な根拠が必要なので、それなりの調査や検査が必要となり、後述のスウェーデン式サウンディング調査の方が時間的にもコスト的にも有効で、また確実でもある。

＊6　正確には、半回転数。平成13年国土交通省告示1113号第２項の最初の表(3)により、基礎の底部より下方２mの範囲の、１mあたりの半回転数の平均値（Nsw）をもとに、許容応力度（qa）＝30＋0.6Nsw（kN/㎡）として算定する。

＊7　人力による場合、ベテランの作業者であれば、感触によってある程度判断可能なようではある。

＊8　第１・柱書中の括弧書きにより、自沈層がある場合はこの算定式によることはできない。自沈層があるにもかかわらず、註10の式のNsw＝０として、qa=30と計算している例もあるが、これは、原理かからみて非科学的であるばかりでなく、違法でもあることはいうまでもない。

＊9　ウェブ版『国民生活』2012年９月号「住宅に関する相談事例を考える」参照。

知っておきたい 相談周辺の基礎知識

クリーニングトラブル④「劣化」

長谷川 千恵 Hasegawa Chie　消費生活アドバイザー（一財）洗濯科学協会 編集委員（株）白洋舎 洗濯科学研究所 副主任研究員

今回は劣化に関する事例を紹介します。劣化は素材本来の特性により起きるものですが、消費者にはあまり知られていないこともあり、思いがけずに大切な衣料が台無しになってしまうという体験をすることが多いようです。

劣化とは

衣料等の劣化事例には、素材による破損や伸び、剥離（はくり）などがあります（**表**）。いずれも素材の特性上生じる現象で、劣化自体をなくすことはできません。着用または使用中には、劣化現象が進んでいることに気づきにくく、洗濯やクリーニングの際の揉（も）む力や熱などが作用して不具合が生じたことで、初めて劣化に気づくことが多いようです。

劣化によるトラブル事例

● カーテンの破損

カーテンは使用時間や期間が長いうえ、紫外線や雨水・結露水などの影響を受けやすいことから、劣化（強度低下）しやすいアイテムです。また、綿や麻などの天然繊維は、ポリエステルやアクリルなどと比べて紫外線や水分の影響を受けやすいため、これらの素材のカーテンは、使用しているうちに強度が低下するものです。染色製品であれば劣化より先に変退色し、視覚的に認識しやすいのですが、白っぽい製品は、破損（**写真１**、**２**）して初めて、劣化に気づくことが多いようです。ドレープの凸部と凹部（光の当たり方や、結露水との接触具合の違い）で、劣化の程度に差が出ます。

素材・アイテム	現　象
綿や麻のカーテンやカバー類など	破損
ポリウレタン混紡素材（スーツ、パンツなど）	伸び、波打ち、繊維の飛び出し
樹脂素材（合成皮革、接着部分など）	剥離、ひび割れ、ベタつき、にじみ出し（しみ）、など
ダウン（充てん物）	硬化、かさ高性低下

表　衣料などの劣化事例

写真１　カーテンの破損事例

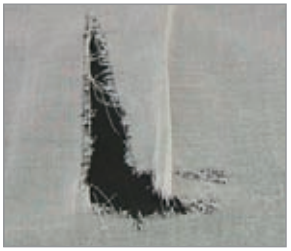

写真２　写真１の破損部拡大

トラブル防止策として

- 日差しの強い窓には劣化しにくい素材を選ぶ。カーテンの特性上、劣化防止のために紫外線を避けることは難しいので、劣化特性を承知したうえで使用することが必要となる。
- ガラス面の結露水をまめに拭き取り、カーテンに接触しないようにする。
- クリーニング業者はクリーニング受付時に、劣化の可能性について消費者に説明し、劣化の有無を確認してから取り扱う。

● ポリウレタンの飛び出し

「ポリウレタン」という繊維は、優れた伸縮性が特徴で、靴下などのほか、ストレッチ性のある生地などに、綿や毛（ウール）などの繊維と混ぜて使われます。とても劣化しやすい性質が

あり、劣化すると伸縮性が低下するため、生地が伸びたり、ひじやひざ付近が波打ったり、繊維が組織から飛び出して、ほこりが付着したような状態やヒゲが出たような状態（写真３、４、５）になるなど、いろいろな現象が生じます。

また、ポリウレタンの劣化は、皮脂汚れの付着、湿気、紫外線などによって促進されるため、このような条件下にあった箇所は、部分的に早く劣化します。

トラブル防止策として

- 劣化促進の防止には、皮脂汚れの付着、高湿度の環境、紫外線を避ける（ただし、劣化自体をなくすことはできない）。
- 製造販売業者やクリーニング業者は、ポリウレタンの劣化特性について消費者に情報提供する。
- 消費者は、ポリウレタンが劣化しやすい素材であることを認識したうえで、目的に合った製品（素材）を選ぶ。

● 樹脂素材の劣化

樹脂というと、プラスチック容器などの硬い物を思い浮かべがちですが、樹脂は衣類にも接着材・表面加工剤・含浸剤などとして使われています。樹脂の原料（種類）はさまざまですが、原料にかかわらず劣化するため、クリーニング事故賠償基準では、樹脂使用素材である人工皮革・合成皮革製品、コーティング品・フロック加工品の製品別平均使用年数を、合冬物の毛（ウール）素材のジャケットなどよりも短く設定しています。トラブル事例には次のようなものがあります。

⑴ 合成皮革の剥離

衣料用の合成皮革*1は、素材製造から3年程度経つと、劣化して表面部分が剥離したり、水ぶくれのような凸凹になることがあります（写真６）。合成皮革は、ソファーや車両のシートなどにも使われますが、一般的に、衣料用の合成皮革はインテリア用よりも劣化しやすいようです。合成皮革の劣化現象は外観的に目立つこともあり、持ち主は大きなショックを受けます。

写真３ ポリウレタンの飛び出し事例（背広/ループ状）

写真４ 写真３の部分拡大

写真５ ポリウレタンの飛び出し事例（スラックス/ヒゲ状）

写真６ 合成皮革部の剥離事例

写真７ 人工皮革ジャケット

写真８ 写真７の襟山毛羽立ち部

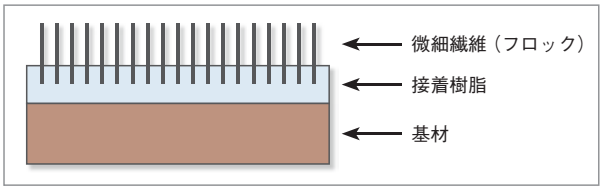

図 フロック加工素材の模式図

⑵ 人工皮革の毛羽立ち

衣料用人工皮革*2の多くは、ポリエステルの特殊不織布にポリウレタン樹脂を含浸し、スウェードのような外観と風合いにしたものです。

劣化しやすい部分は、皮脂が付着しやすい襟山付近や袖口などです。不織布に浸み込ませている樹脂が劣化するため、繊維同士の絡まりが弱くなり、摩擦によって毛羽立ったり（写真７、８）、網状に伸びて薄地化することがあります。

⑶ フロック加工素材のフロックの脱落

フロック加工とは、基材の表面に接着樹脂を乗せ、ここに微細繊維を接着した素材のことです（図）。接着樹脂が劣化すると、繊維を植え付

けている樹脂層ごと、剥がれるように脱落します（写真９、10）。クリーニングの現場では、オパール加工＊３やベルベット調の生地と見誤って、樹脂の劣化を確認せずにクリーニングし、事故になることもあります。

⑷ 裏面コーティング素材の不具合

生地に独特の張りを出したり、通気性を抑えたアウター用素材などとして、生地の裏側に樹脂コーティングを施すことがあります。裏側樹脂の存在は、全体に裏地のあるものや中わた入り製品では、外観からは確認しにくくなります。樹脂が劣化すると、ベタついて不自然に貼り合わさってしわができたり（写真11）、軟化して表面ににじみ出したり（写真12）します。

樹脂のにじみ出しは襟山や袖口付近に生じやすく、皮脂などの汚れと見間違えやすい傾向があります。

トラブル防止策として

- 劣化促進の防止には、皮脂汚れの付着、高湿度の環境、紫外線を避ける（ただし、劣化自体をなくすことはできない）。
- 製造販売業者は、樹脂使用製品は樹脂使用素材であることや劣化特性があることを品質表示に明記する。
- 製造販売業者とクリーニング業者は、樹脂の劣化特性について消費者に情報提供する。
- クリーニング業者は、樹脂使用製品の受付時には劣化の有無をできる限り確認する。
- 消費者は、樹脂は劣化しやすい素材であることを認識したうえで、目的に合った製品（素材）を選ぶ。

クリーニングトラブル対応に関して

衣料等のクリーニングトラブル事例を４回にわたって紹介しましたが、クリーニングの仕上がり品質に関する内容に限っても、まだほかにさまざまなものがあります。前例がない珍しい現象や数値などでの客観的な表現・評価、具体的な原因の特定が難しい、毛羽立ち･触感変化･臭い・異物付着などもあります。

これらの原因を推測するには、過去の事例などをもとに、幅広い知識を身に着けておくのはもちろんですが、日頃の情報収集、生活経験、人間ウォッチングなどが役立つことも多いです。通勤中や、レジャーを楽しみながらでも、衣料の使われ方や生地の動きなどを観察していると、思いがけない発見があります。試験結果などの「数値資料」が重要なケースもあるとは思いますが、クリーニングの苦情対応では、これを用意できることはまれですし、示すまでもない現象についての申し出も多くあります。

対応に当たり原因究明はもちろんですが、効果的な再発防止につなげていくことも大切です。

写真９ 内側がフロック加工素材のコート

写真11 裏面樹脂同士の接着

写真10 写真９のフロック脱落部例（フードのネックライン付近）

写真12 裏面樹脂のにじみ出しによるしみ

＊１ 本事例での合成皮革とは、基材が特殊不織布以外のもの（家庭用品品質表示法の解釈）を指す。例えば、基材に樹脂をコーティングし、表面に型押し等の加工をして見た目や感触を天然皮革風にしたものなど。

＊２ 本事例での人工皮革とは、基材が特殊不織布のもの（家庭用品品質表示法の解釈）を指す。

＊３ ２種の繊維による布地に薬品でさまざまな形をプリントし、その部分の一方の繊維を溶かして透明効果（透かし模様）を生かす加工のこと。

苦情相談

商品テスト部

ニコチンを含んでいた電子タバコ

ニコチンを含まないという電子タバコにニコチンが含まれていた事例を紹介する。

相談内容

自分は１日にたばこを２箱吸うほどのヘビースモーカーであったが、病気になりたばこをやめることになった。何か代わりはないかと探していたところ、ニコチンを含んでいない電子タバコがあると聞いた。

そこで、インターネットの通販サイトでニコチンを含有していないと表示されたものを購入し、使用したところ、ニコチンが入っているように感じた。使用した電子タバコにニコチンが入っていないかを検査してほしい。

● 電子タバコの一般的な構造としくみ

電子タバコの本体は大きく分けてバッテリー、変霧器（カートリッジ内部の液体を加熱して霧化させる部分）、カートリッジで構成されている。組み立てた際の形状や大きさは紙巻たばこに似せて作られているものがほとんどである。カートリッジ側にある吸い口から吸引するとバッテリー内のセンサーが反応し、先端のライトが点灯すると同時に変霧器へ供給されたカートリッジの液体が霧化され、蒸気となって吸い口へと流れていく（図）。

国外ではニコチンを含むカートリッジが販売されているが、国内ではニコチンは医薬品成分に指定されているため、原則として、国内で流通するたばこ以外では医薬品にしか含まれてはならない。なお、国内ではタバコ事業法第２条により製造たばこは次のように定められている。

1.たばこ　タバコ属の植物をいう。
2.葉たばこ　たばこの葉をいう。
3.製造たばこ　葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたものをいう。

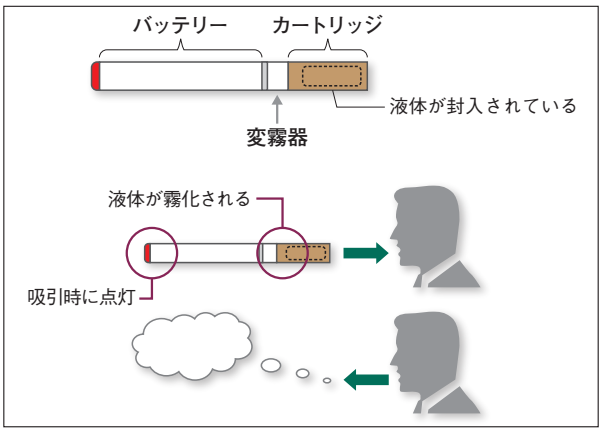

図　電子タバコの一般的な構造としくみ

相談処理結果

相談を受け付けた消費生活センター（以下、受付センター）は国民生活センター（以下、当センター）に商品テストを依頼し、その結果、以下のことが分かった。

●苦情品は電子タバコ本体の入ったケース３銘

柄（苦情品A・B・C）と交換用のカートリッジ（苦情品D・E・F）である。

- 苦情品のインターネットの販売サイトには「有害なニコチン・タールなどの発がん性物質は一切含まれていません」など、ニコチンを含んでいない旨の広告が見られた。しかし、苦情品のカートリッジには3種類ともニコチンが含まれており、販売サイトの広告は事実に反していた。
- 家庭用の100Vの電源を利用する電子タバコの充電器は、電気用品安全法が定める特定電気用品「直流電源装置」に該当すると考えられたが、苦情品Bのケースは製品表面にPSEマークが表示されていなかった。また、苦情品Cのケースには PSEマークは見られたが、認定・検査機関のマークやメーカー等の名称が見られなかった。そのため、苦情品BとCは、電気用品安全法に抵触するおそれがあった。

なお、ニコチンを含む苦情品が無承認無許可医薬品等に該当するか、苦情品を販売した事業者が薬事法に抵触するかについては、関係行政機関による事業者への聞き取りと判定が必要となる。

受付センターは、相談者に当センターの商品テスト結果を報告した。相談者は、3種類のカートリッジにニコチンが入っており、また、電気用品安全法に抵触するおそれのある充電器もあったという結果をメーカーに伝えて、返金を申し出た。その後、メーカーから全額返金された。

情報提供等

(1) 当センターの公表

「電子タバコを使用したが、4～5日経過すると常習性を感じるようになった」「たばこのような形で煙が出てたばこを吸った気分になる電子タバコを購入したが安全性について知りたい」などの相談が複数寄せられたため、当センターは電子タバコの商品テストを実施し、2010年8月18日「電子タバコの安全性を考える」を公表した[*1]。

電子タバコのカートリッジ内の液体にニコチンが含まれていないかを調べたところ、国内で販売されている25銘柄45味中、11銘柄15味でニコチンが検出された。また、パッケージや取扱説明書等の添付文書の安全性に関する記述を調べたが、根拠が不明瞭なものが多かった。

これらの結果等から当センターは消費者に次のようなアドバイスをした。

- 電子タバコの安全性は根拠が不十分な商品があると考えられるため、安易な使用は避ける。
- 後述(3)のとおり、禁煙または減煙効果は、はっきりしないと考えられるため、その効果を期待して継続的に使用することは避ける。
- 未成年者が安易に使用しないよう保護者等は注意する。
- 国外ではニコチンが含まれる電子タバコが販売されているので、購入・使用・譲渡には注意する。

(2) 厚生労働省の見解

2010年12月、厚生労働省は「消費者庁及び消費者委員会設置法第5条の規程に基づく資料の提出の協力依頼について（回答）」[*2]において、ニコチンを含有する電子タバコについて、薬事法上の医薬品及び医療機器に該当する場合、これを販売する行為は、無承認無許可医薬品等の販売等として薬事法に違反することが疑われるという見解を明らかにしている。

(3) 海外の調査結果

WHOは2008年9月、電子タバコの安全性や効果に関して疑問を呈しており[*3]、アメリカ食品医薬品局（FDA）は2009年5月に、ニコチンが含まれていないという電子タバコのカートリッジから微量のニコチンやジエチレングリコールが検出されるものがあったという調査結果を公表している[*4]。

＊1 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20100818_1.html

＊2 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zlvf-img/2r9852000000zm39.pdf（資料内の別添参照）

＊3 News release Marketers of electronic cigarettes should halt unproved therapy claims
http://www.who.int/mediacentre/news/releases/2008/pr34/en/

＊4 FDA report Evaluation of e-cigarettes
http://www.fda.gov/downloads/Drugs/ScienceResearch/UCM173250.pdf

● 誌上法学講座 【消費生活相談に役立つ民法の基礎知識】 第2回

村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に『Q&A消費生活相談の基礎知識ー知っておきたい民事のルール』(ぎょうせい)、『誌上法学講座ー特定商取引法を学ぶー』(国民生活センター)ほか多数。

民法の考え方の基本

1 民法で前提とされる社会

民法は、契約や事故に関する当事者間の責任分配ルールを定めたものです。このときの考え方の基本は「社会における公平な責任分配ルールはどうあるべきか」というものです。責任分配ルールを決める際には、「どういう世の中であることを前提とするか」「人間をどういうふうにとらえるか」ということが重要になります。世の中や人間のとらえ方によって、適正なルールの考え方は違ってくると考えられます。

日本の民法典（これは現在の民法を意味します）は、1896年に制定されました。明治政府が当時のヨーロッパの列強国との不平等条約を平等な条約に改正させることを目的として、日本が列強と同様の近代市民国家であることを外国に示すねらいがあったといわれています。こうした事情から、日本の民法は当時のフランスとドイツの民法を参考に制定されました。当時のフランス、ドイツなどでは、市民革命を経て従来の身分制国家から自由主義的な国家へと大きく転換していく時代でした。これらの国では、すべての市民は平等であり自由であることが理想とされていました。

このような事情もあって、民法では、その前提としてすべての市民はみな生まれながらにあらゆる意味で対等で平等であるうえ、経済的に合理的な行動を取る人間であるととらえています。これを民法の教科書などでは「無色透明の人間」とか「経済的合理人」などと呼んでいます。

日々の暮らしにおいて消費者はさまざまな感情を持ち、契約の際の選択行動も決して経済的合理性によるものではないうえに、持っている知識や情報、経験などによる大きなばらつきがあります。プロの事業者と消費者との間にはさまざまな格差があります。しかし、民法では、こうした生身の個々の人間をイメージして責任分配を考えているわけではありません。抽象的な一律のものとして考えているのです。

2 民法の柱ー私的自治の原則

民法の考え方の柱は、市民同士でのさまざまな取り決めは関係する市民同士で話し合って決めればよく、そこで決められたことは関与したそれぞれの市民が守る義務があるというものです。この背後には、対等な市民同士においては、このような考え方を取ることが、最も合理的で公平であり、長い目で見た場合にはうまくいくはずであるという発想があります。これを**私的自治の原則**といいます。フランス法の発想から

は「意思自治の原則」といわれることもありますが、同じ意味と考えられます。

分かりやすく説明すると次のように考えているわけです。あらゆる意味で対等で平等で経済的に合理的な選択行動を取る者同士であれば、自分に一方的に不利な条件を持ちかけられても納得するはずがない。相手方から納得できない提案がなされても納得できるはずはないので、当然自分のほうからも自分にとって納得できる提案をするはずである。このようにして双方でやりとりを繰り返すことによって折り合いがつくまで市民同士で協議をします。協議の中で双方が許容できる範囲内で歩み寄り、双方が共に納得できる内容の合意が形成されることになるわけです。この合意は、双方の市民が納得できる内容のものということになりますから、客観的にみれば、当事者双方にとって公平で妥当なものとなっているはずである、というわけです。

民法の基本となるのは私的自治の原則ですが、さらにこれは具体的に、**私的所有権の絶対**、**契約自由の原則**、**過失責任の原則**という３つの柱から構成されていると説明されることが一般的です。民法の３つの柱といった言い方をします。

3 民法の３つの柱

私的所有権の絶対というのは、身分制国家の時代を考えてみると重要性が分かると思います。自分が所有するものは自分のものであって、誰かに一方的に奪われることはないという考え方です。反面、自分の所有物については管理する義務も伴います。

契約自由の原則は、契約の場面において最も重要な考え方です。この原則は、通常次の４つの自由からなると説明されます。第一は、契約するかしないかを選択する自由です。第二は、誰と契約するか、契約の相手方を選択する自由です。第三は、契約の内容の自由です。第四は、契約の様式の自由です。契約自由の原則は、契約問題を考える際には大変重要なので詳しく説明しましょう。

(1) 契約するかしないかを選択する自由

契約をするかどうかの自由とは、契約をするかどうかを決めるのは自分であるということです。その契約に納得ができるなら契約するという選択をすればよく、契約する必要がないとか、その契約はしたくないのであれば、契約をしないという選択が自由にできる、ということです。消費生活相談の契約に関する相談では、「契約させられた」「契約を断らせてもらえなかった」というものが大変多く寄せられます。この場合の消費者の話をよく聞いてみると、「必要がない理由を納得してもらおうと思っていろいろと説明したのに、納得してもらえなくて契約するハメになった」といった趣旨の説明がされます。事業者から「なぜ契約しないのか。断る理由を説明してほしい」と求められて説明しているのです。そのあげく、事業者から「断る理由はないじゃないか」と迫られていやいや契約したりしているという現実があります。民法の基本的な考え方に立てば、契約するかしないかの自由は契約の一方の当事者である消費者にあるのですから、消費者のほうから契約しない理由を説明して相手に分かってもらう必要はまったくありません。契約しないことをはっきり告げれば、それで十分であるということになります。被害にあっている多くの消費者は、この原則が分かっていないのではないかと思われることがあります。もうひとつの事情として、民法の原則と違って、消費者と事業者とは交渉力の対等性がないことも大きく影響していることは事実ですが。

(2) 契約の相手方を選択する自由

契約の相手を選ぶ自由とは、次のようなことです。契約をする場合には、信頼できる相手を選ぶことが重要です。どんなに立派な契約内容であっても、守るだけのスキルのない相手や守るつもりのない相手と契約しても、契約の目的を達成できないことになってしまいます（最近の詐欺的取引被害の多くでは、相手の事業者に

はじめから契約を守るつもりがないのではないかと思われるケースが少なくありません)。そこで、契約をするときには、きちんと契約を守るスキルも意思もある信頼できる相手かどうかを調べたり考えたりして、相手を選ぶ自由があることは重要だということになります。そのかわり、「その相手を選択した」のは自分であるから、その選択には責任が伴うということになるわけです（相手が契約を守らなかった場合に、債務不履行に基づく責任が発生するのは当然です。ここで指摘しているのは、「その相手と契約した」ことについては、ほかの誰かに責任を転嫁することはできない、という趣旨です)。

もちろん、これらの自由は相手方にもあるので、相手方がこのような契約はしないという選択をする場合もあり得ますし、相手方が「あなた」を契約相手として選択しないという自由も持っているということでもあります。この点は、消費者被害では、ねらわれた消費者が被害にあって相談に来るというパターンが多いので、相談実務からは理解しにくいかもしれません。

(3) 契約内容の自由

契約内容の自由とは、契約の内容は、相手と協議して自由に決めることができるという意味です。この場合には、自分にも契約内容を決める自由があるだけでなく、当然相手方にも契約内容を決める自由があるということなので、結局は、双方が納得して合意をしたものが契約の内容となるということを意味します。契約の内容は、法律などで強制されるものではなく、契約当事者双方で自由に決めることができるのが民法の原則であるということです。ただし、犯罪に該当するような反社会的な合意や客観的に実現不能なことが明らかな合意（例えば、かぐや姫との「お月さまをとってくる」という契約など）は無効とされていますから、どんな合意でも当事者間が納得していればよいというものではありません。

このような自由の中で、契約内容について合意をした以上、双方はその合意の内容を守らなければならないという義務を負うことになります。「契約は守らなければならない」という考え方は、実は、契約自由の原則の裏返しなのです。

消費生活相談では、事業者から「契約自由の原則があるのだから、契約内容は、うちが自由に決めることができる」と主張してくる場合があります。しかし、これは、民法の原則としての意味では完全な間違いです。契約自由の原則は、契約の内容は事業者が一方的に決める自由を持っているということを意味しません。

ただし、消費者取引では、交渉力の圧倒的格差があるため、実は、消費者には契約内容の自由はほとんどないという問題があることは間違いありません。事業者の上記の言い分は、消費者取引の場合には、民法の原則を貫くと、全体の公平を担保することにはならず、強いものに有利になるという結果となっていることを端的に示すものです。

(4) 契約の様式の自由

契約の様式の自由とは、契約内容について合意ができた場合に、契約書を作成するかしないかなどについても当事者間で自由に決めることができるということです。日本の民法では、原則として双方が合意していれば契約は成立したとして扱う場合が多いです。例えば、売買契約などは合意があれば成立します（民法上の例外として、保証契約があります。保証契約では、書面によらない契約は無効であるとして、契約の成立に書面の様式を要求しています)。契約書を作成していなくても合意だけでも契約は契約だという説明をしたりすることがあるのは、こうした考え方を説明しているわけです。

過失責任の原則とは、事故などの場合の責任分配の際の考え方を示すものです。自分が事故にあって被害を受け、相手方が分かっている場合であっても、相手方の故意または過失がある場合でなければ法的責任を取ってもらうことはできないという考え方です。これは、相手が契

約を守らないという債務不履行の場合にも前提となる考え方です。

民法では、自分で選択したことと自分に落ち度があったために生じた結果について責任を取る義務があるという考え方を取っているわけです。

4 信義誠実の原則と権利の濫用

民法では、私法ルールの運用に当たっての基本原則を第１条で定めています。同条２項の「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」、同条３項の「権利の濫用は、これを許さない」という規定です。この基本原則は、民法だけでなく、すべての民事ルールの運用の際にも適用されるものなので、注意が必要です。

消費者問題で信義誠実の原則（信義則）が問題となるケースとしては、割賦販売法に基づく個別クレジット契約における支払い停止の抗弁の問題があります。消費者が販売業者と結託して、クレジット会社から立替金名目で金銭を取得するために、売買契約を締結するつもりはないのに消費者の名義で売買契約を締結した外形を作り、これについての個別クレジット契約の締結をした場合に、消費者は、売買契約の不存在を理由に個別クレジット会社に対して支払い停止の抗弁を主張できるか（つまり、個別クレジット会社に対する支払いを売買契約の不存在を理由に拒絶できるか）という問題があります。これについては、裁判例では「消費者に背信的悪意がある場合には、支払い停止の抗弁の対抗は信義誠実の原則に反するものであって認められない」との趣旨の判断をしています（岡山地裁 平成16年12月21日判決）。このような考え方は、割賦販売法に規定があるわけではないのですが、支払い停止の抗弁という当事者間の民事ルールに関する規定の運用に関するものであるということから、民法の基本原則の適用があるということになるのです。

権利の濫用とは、外形的にはそのような権利があるけれども、その権利の行使を認めるのは社会正義に反すると考えられる場合には、権利の濫用として権利行使を認めないという考え方です。

該当するかどうかを判断するのは法律専門家の仕事であってなかなか難しいものですが、類似の事例で裁判例がある場合には参考にすることができるので、消費者問題と関係するものは知っておくと役に立ちます。

5 強行規定と任意規定

民法の条文は、**強行規定**と**任意規定**の二種類に区別されます。

強行規定とは、「公の秩序に関する規定」で、当事者の合意によって変更することは認められないものです。強行規定に反する当事者間の合意は無効とされ、法律の強行規定に従って処理します。

任意規定とは、契約当事者間に合意があれば合意が優先し、当事者間に合意がない場合に補完するために適用される規定です。このようなことから、任意規定は、「契約の補完機能」を果たすものと説明されることがあります。契約をするときに、いつもあらゆる場合を想定して取り決めなければならないと、簡単な売買契約でも、分厚い契約書を作成しなければならないということになって、非現実的です。そこで、当事者間で取り決めていなかった事態が起こった場合の取り扱いを決めておこうという発想による規定が任意規定であるといえます。当事者間に合意がなければこのルールにより、別の合意がある場合には合意によるというわけです。

分かりにくいのは、民法の条文には強行規定か任意規定か、区別が明示されていないということです。そこで、勉強をして基本を身に着けておくことが必要になるわけです。ひとつのポイントとしては、民法総則の規定の大部分は強行規定、契約に関する規定のほとんどは任意規定であるということです。

暮らしの判例

消費者問題にかかわる判例を
分かりやすく解説します

国民生活センター相談情報部

飼い犬用伸縮リードに欠陥があったとして製造物責任法3条の責任を認めた事例

本件は、犬の飼い主が、散歩用の伸縮リードを使用して飼い犬を散歩させていた際、飼い犬が突然走りだしたので、リードのブレーキボタンを押して飼い犬を止めようとしたが、ブレーキが利かなかったことから止められず、飼い犬が両後ろ足にけがを負ったとして、伸縮リードの輸入販売会社に対し、製造物責任法３条に基づく損害賠償を請求した事案である。

裁判所は、本件伸縮リードのブレーキ装置は本来備えるべき機能を有しておらず、製造物責任法３条における欠陥があったとして、原審（判決）を取り消し、損害賠償請求の一部を認めた。

（名古屋高裁平成23年10月13日判決、『消費者法ニュース』90号224ページ、『判例タイムズ』1364号248ページなど）

原告・控訴人：X（消費者・犬の飼い主）
被告・被控訴人：Y（犬の散歩用伸縮リードの輸入販売業者）
関係者：A（伸縮リードの製造会社）

事案の概要

⑴Xは、2008年７月、近所のホームセンターにおいて、犬を散歩させる際、犬の動きに合わせてリードを引き出したり巻き取ったりすることのできる引きひも（以下「伸縮リード」という）を約5,000円で購入し、これを使用して飼い犬を散歩させるようになった。

⑵Xは、同月15日の朝、本件伸縮リードを使用して飼い犬（本件事故当時、体重24kg、体長約70cm、体高約50cm）を散歩に連れて行き、川沿いの土手を歩き、車道を横断しようとしたところ、飼い犬が突然車道の反対側にいたラブラドール犬めがけて走りだした。Xは、飼い犬が走りだしたため、伸びていく本件伸縮リードの伸びを止めようと、リードのブレーキボタンを押し続けたが、カタカタという音がするだけで、ブレーキはかからず、リードは伸びきった状態になった。Xは、同ラブラドール犬の体格が大きく、同犬に飼い犬が近付くと、かまれるかもしれないと、飼い犬が足元の側溝を飛び越えないよう、足を踏ん張って、左手に持っていた本件伸縮

リードがこれ以上引っ張られないようにした。そのため、飼い犬は、首輪に引っ張られて上体が持ち上がり、左右の後ろ足で突っ立った状態になり、体がよじれるように反り返って仰向けに転倒し、右後ろ足の前十字靱帯（じんたい）断裂と左後ろ足も靭帯が切れるおそれがある傷害を負った。飼い犬はその後、動物病院で２回にわたって手術等の治療を受けた。

⑶Ｙは、平成13年６月から、ドイツにあるＡ社の日本総販売元として伸縮リードの輸入販売をしていた。

⑷Ｘは、ア）本件伸縮リードにはリードの伸び方を妨げるような対策がなされていないという設計上の欠陥がある、イ）リールが高速回転するとブレーキが機能しないという製造上の欠陥がある、ウ）緩やかに減速して停止できるような機能がなく、ブレーキ作用にも設計上の欠陥がある、エ）取扱説明書には事故発生の可能性や事故防止のための注意・警告がなく指示・警告上の欠陥があるなどの点を主張して、製造物責任法３条に基づき、Ｙを被告として、飼い犬の治療費、本件製品の代金相当額および慰謝料等、合計123万余円の損害賠償請求の訴えを岐阜地裁に提起した。

⑸原審は、本件伸縮リードには、リードの伸び方、ブレーキボタンの機能、指示・警告のいずれにおいても欠陥はなかったとして、Ｘの請求を棄却した。

そこで、Ｘが控訴したのが本件である。

理　由

⑴本件では、Ｘが本件伸縮リードのブレーキボタンを押し続けたが、カタカタという音がするだけで、ブレーキはかからず、そのままリードが伸びきった状態になっていることなどから、本件伸縮リードのリール（回転盤）が高速で回転した場合、リールがぶれて、ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部の先端がリールの側面を滑るだけで、それ以上押し込むことができず、その結果、リールの歯とかみ合わなくなったものと推認することができる。

⑵本件伸縮リードのような製品は、散歩中などに飼い犬の行動を制御し、誘導するとともに、飼い犬が人や他の動物などに危害を加えることを防止するため、素早くブレーキをかけ、リードが伸びるのを阻止し、これにより飼い犬を制止させようとするものである。そのため、飼い犬が突然走りだしたような場合、ブレーキボタンを押すことにより、リードの伸びを素早くかつ確実に阻止し、走りだした飼い犬を制止できるようなものでなければならない。

しかるに、本件伸縮リードは、前記のとおり、ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部の先端とリールの歯とがかみあわず、ブレーキがかからなかったものであるから、ブレーキボタンがブレーキ装置として本来備えるべき機能を有せず、安全性に欠けるところがあったといわざるを得ない。

⑶したがって、本件伸縮リードには、製造物責任法３条にいう「欠陥」があり、Ｙは、同法３条による損害賠償責任を負う。

⑷なお、Ｙはブレーキボタンを押すには大きな力を要しないし、内部のリールは高速回転によってぶれることはないと主張し、飼い犬が時速10～15㎞で走行した場合を前提とする実験調査を示しているが、本件において、飼い犬は時速30㎞前後の速度で走行していたもので、前提を異にする。また、同実験調査の目的は、リードを引っ張ったときに犬が負傷するかどうかに関するものであるから、同実験調査からブレーキボタンに欠陥のないことが導かれるものではない。また、ＹはＸが本件伸縮リードを使い慣れていなかったことを主張するが、その操作は簡単であり理由とはならない。

（本判決は、以上のように判断して、Ｙに対

し約80万円の支払いを命じた。）

解　説

本件は、飼い犬用の伸縮リードのブレーキ機能について、その欠陥が争われた事件である。

原審は、リードの伸び方については本件事故とは関連性がないとした。ブレーキボタン機能の欠陥については、ブレーキボタンの内部の先端がリールの歯の真上に乗ることが頻繁に起こるとは考えにくいし、仮に乗った場合でもブレーキボタンを押し直せばブレーキが作用するなどとしてこれを否定、またブレーキ作用の欠陥については、緩やかに減速、停止するブレーキ機能を備えることは技術的に困難で、飼い主が適切にコントロールすれば回避できるとしてこれも否定した。さらに、指示・警告上の欠陥についても、犬が突然走り出した場合の危険性は容易に理解でき、リードが伸びきった際の衝撃についてもその前にブレーキをかけることが可能であるなどとしてこれを否定し、Xの請求を棄却した。

本判決では、本件製品は、飼い犬が突然人や動物などに向かい危害を加えることを防止するため、素早くブレーキをかけてリードが伸びることを阻止して、飼い犬を制止させるものであるとし、その製品特性を重視した。そのうえで本件伸縮リードは、このような製品として本来備えるべき機能を有していなかったとして、その欠陥を認定したものである。

欠陥を認定した最近の判例としては、携帯電話の発熱によって熱傷を負ったとした仙台高裁平成22年４月22日判決*（参考判例①）や、自動車のエアバッグの誤作動に関して判断した東京地裁平成21年９月30日判決（参考判例②）などがある。

製造物の欠陥の立証については、製造物責任法の立法の際、大いに議論されたところであるが、裁判例においては、通常の用法に従って使用していたにもかかわらず、異常な拡大損害が発生した場合には欠陥の存在を事実上推定するものが多い。その際、製造物責任法２条２項の製品特性が考慮されている。

本判決は、このような欠陥を認定した裁判例の流れに沿う判断をしたものである。

＊　ウェブ版『国民生活』2012年11月号 暮らしの判例参照。
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201211_11.pdf

参考判例

製造物責任を認めた判例として、

①仙台高裁平成22年４月22日判決（『判例時報』2086号42ページ）

②東京地裁平成21年９月30日判決（『判例タイムズ』1338号126ページ）

③東京高裁平成13年4月12日判決（プラスチック製食品容器裁断機につき、通常有すべき安全性を欠いていたとして、裁断機の製造業者に製造物責任を認めた事例『判例時報』1773号45ページ）

④福岡高裁平成17年1月14日判決（建物に害虫が大量発生したことにつき、建材の販売業者に製造物責任を認めた事例『判例タイムズ』1197号289ページ）

第14回

暮らしの法律Q&A

山村 行弘 Yamamura Yukihiro
弁護士。第一東京弁護士会所属。東京・千代田区にある萩谷法律事務所にて、一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談などを手がける。
協力：萩谷雅和（萩谷法律事務所）

Q 日本人同士が外国で結婚する場合の手続きは？

相談者の気持ち

二人とも日本人ですが、長く外国に住んでおり、日本国外で結婚式を挙げる予定です。どのような手続きが必要になるのでしょうか？

A

日本人同士が外国で婚姻する場合、日本方式と外国方式の二つがあります。

まず、外国にいる日本人同士が日本方式で婚姻しようとする場合は、日本で市区町村に届ける場合と同様に、その国に駐在して日本人のための行政事務を行う在外公館（大使館、領事館）を訪れ、大使、公使または領事に婚姻の届出をします。在外公館で受け付けられた届書は、外務省経由で本籍地の市区町村に送られ、必要な審査を経た後、その人の戸籍に婚姻の記載がされることになります。

この方法のほかに、その国から郵送により、直接本籍地の市区町村に婚姻の届書を郵送することもできます。

このような日本方式で行う場合、届出に必要なものは、証人２名の署名押印のある婚姻届書と戸籍謄本です。婚姻届書は在外公館にも備え付けてあります。

次に、外国の法律上有効に婚姻が成立し、その国が発行する婚姻に関する証書の謄本が交付されている場合（外国方式）には、戸籍に婚姻の事実を記載する必要がありますので、婚姻成立の日から３カ月以内に、婚姻に関する証書の謄本（日本語訳文の添付が必要）を、日本の在外公館に提出するか、本籍地の市役所、区役所または町村役場に提出または郵送する必要があります。

このような外国方式による場合、一般的には、上記婚姻証明書およびその日本語訳文のほか、婚姻届書（証人は不要）と戸籍謄本が必要となります（国によっては別の書類が必要な場合もあります）。

日本人が外国方式で婚姻する場合、外国の関係機関から、日本の法律上婚姻の要件を備えていることを日本の公的機関が証明した文書（婚姻要件具備証明書）の提出を求められる場合があります。

この証明書は、日本の在外公館（大使館・領事館）、本籍地の市区町村、法務局・地方法務局のいずれかで取得することができます。

なお、ハワイの教会で結婚式を挙げただけの場合のように、それだけでは法律上有効に婚姻が成立したとすることができない場合もあります。その場合は、市区町村の戸籍届出窓口に婚姻の届出をする必要があります。

消費者問題

あの時代

第7回

1986年（昭和61年）

消費者問題 海外先物取引会社の倒産相次ぐ
悪質抵当証券会社による被害多発 ▼

消費者行政 特定商品等の預託等取引契約に関する法律制定 ▼

世の中の動き 男女雇用機会均等法施行
チェルノブイリ原発事故

監　修：上原 章
（明治学院大学非常勤講師）

消費者問題

■ 悪質抵当証券会社による被害相次ぐ

抵当証券は1931年に制定された「不動産抵当証券法」を根拠法規とするわが国独特の金融商品である。土地・建物など抵当権付貸付債権を証券化したもので、抵当証券業者の申請により法務局が発行する。1926年の金融恐慌をきっかけに誕生したが、当時は関心を示す人が少なく、活発な取引は長く行われていなかった。

ところが、1982～83年頃から主に銀行が主導して抵当証券市場の急成長が始まり、1986年からのバブル景気も追い風となってブームが訪れた。しかし、こうした急成長の過程で法律の不備、行政・監督の未整備等があったことから、悪質業者による証券の空売り、多重売り、詐欺等が横行し、被害が相次いだ。なかでも、大和都市管財事件は、被害者約17,000人、被害額約1110億円と豊田商事事件に次ぐ大きな事件であった。

そこで、投資家保護の対策として、1987年12月に「抵当証券業の規制等に関する法律」が制定され（2006年、証券取引法等の改正に伴い廃止）、また、証券の原本管理を厳格化し不正行為を防ぐという趣旨で1988年８月には「抵当証券保管機構」が設立された。

消費者行政

■「特定商品等の預託等取引に関する法律」が制定される

「金を買って、その金を預けて運用すればもうかる」などと言い、現物は渡さずに代金と引き換えに紙切れ１枚を置いていくという、豊田商事によるいわゆる「現物まがい商法」が消費者被害を増大させ、被害者約３万人、被害額約2,020億円と消費者被害事件の最大の事件となり大きな社会問題となった。しかし、当時はこれを取り締まる法律はなく、どの消費生活センターでも豊田商事事件は「単なるもうけ話」のトラブルで、消費者相談の範疇（はんちゅう）外としていた。

そこで、被害の再発を防止するため、「特定商品等の預託等取引に関する法律（預託法）」が制定された。金や銀、ゴルフの会員権など、指定商品・指定権利を対象とし、書面の交付や14日間のクーリング・オフ期間などが義務づけられた。後に、和牛預託商法による消費者被害が増大したことから、1997年８月には「家畜」が指定商品として追加された。

語 流行語
- 究極
- 新人類

流行歌
- CHA-CHA-CHA
- 仮面舞踏会

ベストセラー
- 化身
- 知価革命

映　画
- プラトーン
- 天空の城ラピュタ

自転車の事故
その被害の現状と対策

岸 郁子
Kishi Ikuko

弁護士。第二東京弁護士会所属。専門は交通事故などの損害賠償、自賠責保険、保険金請求などのほか、一般民事、家事事件等も扱う。(財)日弁連交通事故相談センター本部二部会委員、同東京支部委員などとして活動し、自転車事故に関する論文、講演なども多い。

近年ますます増加傾向にある自転車事故。多額の賠償責任や刑事罰が発生する重大な事故も起きています。今月は、自転車事故の被害や対策などの最新情報を取り上げます。

自転車は子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に乗ることのできる身近な移動手段ですが、この数年の間に、自転車の「危険性」、すなわち自転車は交通事故の加害者（加害車）にもなり得るという点が、テレビや新聞などでもよく取り上げられるようになりました。

警察庁が発表した統計*1を見ると、自転車搭乗中の事故（自転車が被害者となる事故も含む）自体の発生件数や割合は、交通事故全体の発生件数同様、2000～2004年をピークに減少傾向にあります。しかし、10年前と比べ、自転車関連事故全体の件数は74%程度にまで減少したにもかかわらず、その中の自転車と歩行者、自転車同士の事故のみ増加しています（自転車と歩行者事故は134%、自転車同士の事故は111%）。

また、自転車側が加害者であるなしに限らず、自転車搭乗中の事故全体の死傷者数を見ると、16～24歳の若年者の割合が一番高く、次いで15歳以下、次が65歳以上と、いわゆる“交通弱者”の死傷者が多いこと、そして、実際に生じた自転車に関する事故においては、60%以上の事故で自転車側に交通違反がみられることなども指摘されています。

以上のような自転車の事故の現状や傾向を受けて、警察庁、国土交通省（以下、国交省）などは、自転車の事故を減少させ、自転車と歩行者双方の交通の安全を確保するためにさまざまな対策を講じているところです。

自転車事故と刑罰

自転車が加害者となる交通事故（以下、自転車事故）で人を死傷させた場合には、過失致死傷罪（刑法209、210条）、あるいは、非常に危険な運転で人を死傷させた場合には重過失致死傷罪（刑法211条１項後段）が適用になる場合があります。

人を死傷させなくとも、道路交通法（以下、道交法）違反があれば、自転車であっても刑罰が科される対象となります。例えば、酒酔い運転（道交法65条１項）、信号無視（同７条）、ブレーキの付いていない自転車の運転（同63条の９第１項）などのほか、急ブレーキ・追越しの禁止違反（同24、30条）、一時停止違反（同43条）、左側通行義務違反（同17条４項）、灯火や合図義務違反（同52、53条）なども、自転車に適用となります。そのほか、都道府県の公安委員会の定めによっては、傘差し運転や携帯電話を使用しながらの運転も、運転者の遵守事項違反（同71条６号）とされ、罰則が科される場合があります。また、救護義務違反（いわゆるひき逃げ）や事故報告義務違反（同72条１項）が問われることもあります。

自転車運転者に道交法違反があった場合には、自動車とは異なり交通反則通告制度*2が適用になりません。青切符で反則金を支払って済むということはなく、赤切符により、「前科」となる

罰金が科されることとなります。以前は、自転車の交通違反で赤切符が切られたという話はほとんど聞きませんでしたが、最近では、取り締まりの強化により、罰金が科される例も出てきました。自転車であっても交通ルールをきちんと守ることが求められているのです。

損害賠償の現状

自転車搭乗中に、歩行者や他の自転車運転者あるいはバイク・自動車の運転者に傷害を負わせたり（飛び出してきた自転車を避けようとバイクが転倒したような場合など）、他人の物を壊したりした場合には、刑事責任とは別に、民事上の損害賠償責任を追及されることになります。

自転車は、車体そのものが軽量で、多くの場合は低速で走行していますから、人身事故であっても重傷となるケースはそう多くはありません。とはいえ、転倒による骨折の例は少なくなく、転倒して頭部を打ったりすれば、死亡や重度後遺障害という結果が生じることもあります*3。被害者に重度の後遺障害が残った事案では、死亡事案よりも賠償額が高額となる場合も多くあります（表）。

未成年者の親の責任

自転車は子どもでも運転できる乗り物であることから、自転車事故では加害者が未成年者であることも少なくなく、このような場合には、未成年者の親権者の責任が問われるケースも往々にしてあります。

未成年者が責任無能力とされた場合には、基本的にその親権者が子に代わって賠償責任を負うことになります（民法712、714条）。裁判例を見ると、未成年者の責任能力はおおむね小学生以下であればないとされることが多いようですが、その判断はケースバイケースです。

一方、未成年者に責任能力があるとされた場合であっても、判例法理により、親権者に具体的な監督義務違反があるとして、親権者が未成年者自身とは別に、賠償責任を負う場合があります（最判昭和49年３月22日民集28巻２号347頁）。裁判例を見ると、未成年者に責任能力がある以上、親権者の責任が問われないことも少なくありませんが、未成年者が比較的若年で、かつ、その運転態様が危険であったような事案（高速度、無灯火など）では、親権者にも責任があるとされたものがあります。

自転車事故と保険

自転車による事故で人に傷害を負わせ、あるいは高価な物を損壊して高額な賠償義務を負ってしまった場合、頼りになるのは保険です。また、自転車事故の被害者となった場合にも、加害者側に十分な資力がないことが多いため、被

裁判日付	事故態様	被害者・後遺障害の内容	損害額（過失相殺や既払い金控除前・弁護士費用を含まない金額）	認容額（過失相殺）
東京地判 H24.6.20 自保ジャーナル1878号	自転車同士の事故。被害自転車が歩道を進行中、対向方向から来る加害自転車と接触して車道に転倒し、加害自動二輪車とも衝突。	52歳女性。脳外傷による後遺障害３級	7908万円余	7117万円余（10%）
大阪地判 H23.7.26 自保ジャーナル1864号	歩行者と自転車との事故。歩道上の歩行者に自転車が後方から衝突。	77歳女性。脳挫傷などによる要介護状態、後遺障害２級	6223万円余	4413万円余（過失相殺なし）
東京地判 H20.6.5 自保ジャーナル1748号	自転車同士の事故。被害者がロードレーサータイプの自転車で交差点を通過したところで、道路を横断しようとした高校生の自転車と衝突。	24歳男性会社員。後遺障害１級	１億7244万円余（これとは別に両親の慰謝料各150万円）	8900万円余（50%）

表　被害者に重度後遺障害が残った自転車事故事案の最近の裁判例

害者側の保険も重要となります。

▶加害者となって賠償義務を負った場合

この場合、加害者が使えるのは、**個人賠償責任保険**です。これは、自転車事故に限らず、個人（加害者）が日常生活上他人の生命や身体・財物に損害を与え賠償責任を負った場合に、加害者の負担をカバーするための保険です。

個人賠償責任保険は、それ自体単独で商品化されてはおらず、自動車保険や火災保険、家財保険、傷害保険などの特約として付帯されている場合がほとんどです。自動付帯ではなく任意付帯（加入あるいは更新の際に特約として付することを希望し、保険料を別途負担することが必要）とされている場合も多いようですので、保険加入あるいは更新の際には付帯の有無を確認してみるべきでしょう。保険に限らず、都民・県民共済や、生協の共済などでも同様です。

そのほか、こども保険や、学校で加入する団体保険にも賠償責任が自動付帯されている場合が多いようです。

個人賠償責任保険については、加害者の同居の家族などが加入していれば、家族の保険による補償が受けられる場合がほとんどですので、加害者自身のみならず家族の加入する保険も確認してみるべきです。

▶被害者となった場合

自転車事故で被害者となった場合には、被害者自身あるいはその同居する家族などの**傷害保険**などの請求を検討すべきこととなります。通勤災害などの場合で**労災保険**が使えるようであれば、これも当然考慮に入れるべきでしょう。

一般に販売されている傷害保険のほとんどは定額保険で、入院や通院日数、あるいは部位・症状に応じて一定の金額が支払われるものですが、被害者の「実損」が支払われる人身傷害保険が使える場合があります。通常、自動車事故の場合にしか支払われない保険ですが、自転車などを含む交通乗用具による事故も対象とする特約が用意されている自動車保険があり、人身傷害保険によれば保険会社の認める「損害」額が保険によって支払われることとなります（あくまでも保険会社の基準による金額です）。

▶TSマーク保険

事故の際に搭乗していた自転車に有効期限内の**TSマーク**＊4が貼付されている場合、TSマーク保険が適用される場合もあります。TSマークは、公益財団法人日本交通管理技術協会が認めた自転車安全整備士が、自転車の点検・整備を行った際に貼付（ちょうふ）するもので、１年間の傷害保険と賠償責任保険が自動付帯されます。TSマークには赤マークと青マークがあり、マークの種類によって、TSマーク保険による補償の内容が異なります。TSマークの付いている自転車に搭乗していた者（持ち主に限りません）が死亡または重度後遺障害（１～４級）を負った場合には傷害補償（30～100万円）が、当該自転車による事故の相手方が死亡または重度後遺障害（１～７級）を負った場合には、賠償責任補償（1000万円･2000万円）が支払われることとなります。

損害賠償の解決の方法

自転車事故では、加害者は個人賠償責任保険に加入していないことが多く、仮に加入している場合であっても示談代行サービスが付いていない保険が多いため、示談交渉は、直接当事者同士で行わざるを得ない場合が多いといえます。当事者同士での示談交渉が難しい場合には、簡易裁判所に調停を申し立てることや、相手方が賠償責任の有無を争っているような場合には民事訴訟の提起を検討すべきこととなります。

弁護士への依頼を検討している場合、公益財団法人日弁連交通事故相談センター＊5の相談所の多くは、自転車事故の相談にも応じていますので、同センターの無料相談でまずは事故の内容を相談してみるとよいと思われます。

ところで、2013年２月26日、一般財団法人日本自転車普及協会が「自転車ADRセンター」を設置し、自転車事故（自転車による器物の損壊

も含む）に関する和解の仲介手続を始めました。４月末日時点では同手続による解決事例はまだなく、手続き上も、事故の相手方の応諾がなければ仲介ができないという制約はありますが、この動きは、自転車事故の問題に社会の意識が向いているということの現れといえるでしょう。

自転車事故減少に向けた行政の取り組み

以上で述べたように、ひとたび自転車事故が生じると、賠償額が多額になる場合もある一方で、保険はあまり普及しておらず、子どもなど資力のない者が加害者になることもあることから、被害者にとっても加害者にとっても大問題となる可能性があります。そのため、何よりも自転車事故自体を減らすことが大切です。

2007年の道交法改正（2008年６月施行）により、自転車の車道通行原則が徹底され、例外的に歩道通行できる場合が明確化されたことは、ご存じのかたも多いものと思われます。この改正により、普通自転車*6が歩道を通行できるのは、①道路標識などにより歩道を通行することができるとされているとき、②普通自転車の運転者が児童・幼児その他自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者（70歳以上の者、身体障害者など。道交法施行令26条、道交法施行規則９条の２の２）、③その他、車道または交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められるときのみとされました（道交法63条の４第１項１号ないし３号）。

その前年の2006年11月に警察庁が公表した提言*7では、自転車事故の問題点として、自転車の通行スペースが十分に確保・整備されていないという道路環境の問題と、自転車の交通安全教育の不足などが指摘されていました。

現在の対策は、この「環境整備」と「交通ルールの徹底」に向けられているといえます。

2008年に教則が改訂され、2011年10月には警察庁が通達を改訂し、自転車に対する指導取り締まりの強化などを内容とする総合的な対策を打ち出しました。その後、自転車の交通違反の取り締まりが厳しくなり、いわゆるピスト（ブレーキの付いていない自転車）などが一斉に取り締まられたことはニュースにもなりました。

自転車の環境整備についても、2012年11月、警察庁と国交省が共同でガイドラインを公表し*8、自転車道の整備に向けた具体的な設計などのガイドラインが示されました。

そして、2013年６月には、改正道路交通法が成立し、自転車で交通違反を繰り返す者に対して「講習」を受けさせること、自転車を含む軽車両が走行できる路側帯を、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ることなどが定められました。

以上のように、自転車をめぐっては、現在、交通ルール徹底に向けた法改正のみならず、環境整備に向けても大きな動きがあります。今まではほとんど見ることもなかった「自転車道」も全国各地で徐々に見られるようになるかもしれません。

私たち一人一人が、自転車が従うべき交通ルールを、今、改めて確認すべき時期ともいえるのではないでしょうか。

＊１　2013年２月28日公表 警察庁交通局「平成24年中の交通事故の発生状況」http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001108012

＊２　軽微な道路交通法の違反（反則行為）について，反則金を納付することで刑事罰を受けずに済む制度。反則行為については、交通反則告知書（青切符）が交付される。

＊３　前記警察庁の統計によると「自転車と歩行者の事故」により毎年数名程度の死者が出ており（一番多い2007年は８名）、「自転車同士の事故」でもほぼ毎年死者が出ている（2009年は５名）。

＊４　ウェブ版『国民生活』2012年10月号「マークあれこれ」参照。

＊５　http://www.n-tacc.or.jp/（全国162カ所）

＊６　車体の大きさや構造が法令の定める基準に合致し、他の車両を牽引していない自転車をいう（道交法63条の３）。歩行補助車等や小児用の車は除かれる（道交法２条１項11号の２）。

＊７　「自転車の安全利用の促進に関する提言」（警察庁自転車対策検討懇談会）

＊８　「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省道路局、警察庁交通局）

子どもを“事故”や“トラブル”から守りましょう！

メールマガジン

子どもサポート情報

月1回程度発行

無料（情報料）

「子どもサポート情報」では、メールマガジンとホームページ掲載のリーフレットの二つを使い、子どもの周りにあるさまざまな危険や契約のトラブルを紹介しています。

- ▶▶64号　気をつけて！歯みがき中の事故！
- ▶▶63号　サイトは日本語だけど!?海外通販のトラブル
- ▶▶62号　初めての一人暮らし…悪質な新聞勧誘に注意！
- ▶▶61号　子ども用の花粉防御用メガネでけが！
- ▶▶60号　電気ケトルの転倒・落下によるやけどに注意！
- ▶▶59号　孫がカード番号を入力！オンラインゲームの高額請求
- ▶▶58号　学生に広がるマルチ商法的勧誘に注意！
- ▶▶57号　「ネイル」の話のはずが…実は高額な美顔器の勧誘！
- ▶▶56号　予想外の請求！留学あっせんサービスの解約トラブル

メールマガジンの登録や、リーフレットのダウンロードは国民生活センターのホームページから、「見守り情報」のバナーをクリックしてください。

http://www.kokusen.go.jp/

高齢者・障がい者、子どもを支える方へ 見守り情報

2013年 8月号 予告

◆ 生活情報クローズアップ ◆

だまされる心理からみる 高齢者トラブル

〈少子高齢化を生きる〉

「結婚能力」育成のために

ウェブ版 **国民生活　7月号**

【ホームページ】http://www.kokusen.go.jp/wko/

平成25年7月16日ホームページ掲載
編集・発行　独立行政法人国民生活センター

●デザイン●　株式会社サンビジネス

〒108-8602 東京都港区高輪3-13-22（広報室）
〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1
【編集担当】☎ 03-3443-6216

＊本誌記事掲載のコピー、転載はご遠慮ください。

ウェブ版
国民生活
2013
7
No.12

特集

知っておきたい 最新ネット事情

ウェブ版
消費者問題を よむ・しる・かんがえる
国民生活

独立行政法人
国民生活センター